令和6年度

甲 府 市 水 防 計 画

甲　　府　　市

令和６年度 甲府市水防計画　目次

第１章　総　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　第１節　目　　的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　第２節　用 語 の 定 義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　第３節　水 防 責 任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
　第４節　安 全 配 慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
第２章　水 防 組 織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　第１節　水 防 本 部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　第２節　事 務 分 掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　第３節　災害対策本部への統合の時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
第３章　監視警戒及び重要水防区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　第１節　常 時 及 び 非 常 時 監 視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　第２節　重要水防区域及び警戒箇所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
第４章　ダム、水こう門及び農業用取水堰等の操作 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
第５章　設備資材及び器材の整備運用並びに輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　第１節　設備資材及び器材の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　第２節　輸送の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
第６章　通 信 連 絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
　第１節　水防通信連絡系統 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
　第２節　重 要 通 報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
　第３節　通 信 連 絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
第７章　気象・河川水位の観測通報及び連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
　　連絡系統図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
第８章　洪 水 予 報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
　第１節　甲府地方気象台が行う洪水予報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
　第２節　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
　第３節　山梨県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０
第９章　水防警報・水位情報周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　第１節　国土交通大臣が行う水防警報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　第２節　山梨県知事が行う水防警報及び水位情報周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
　第３節　荒川ダム放流警報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６
第１０章　水防機関の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
　第１節　水防管理団体の非常配備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
　第２節　水 防 作 業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
　第３節　水防用及び水防用自動車の標識と信号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９
　第４節　避難のための立退き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０
　第５節　堤防決壊の通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１
　第６節　荒川緑地の洪水対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
　第７節　要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

第８節　水　防　解　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
第１１章　協　力　応　援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第１節　河川管理者の協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第２節　水防管理団体相互の協力及び応援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第３節　警察官の出動要請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第４節　自衛隊派遣要請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第１２章　水　防　報　告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
第１節　水　防　報　告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
第２節　水　防　訓　練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
第１３章　費用負担及び公用負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
第１節　費　用　負　担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
第２節　公　用　負　担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
－様式－
様式１-1　水防活動実施状況報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
様式１-2　水防活動実施状況報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
様式２　公用負担命令権限書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
様式３　公用負担命令書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
－別表－
第１表　甲府市水防協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
第２表　水防管理団体及びその組織表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
第３表　重要水防区域及び警戒箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
第４表　重要水防区域の重要度の認定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
第５表　ダム、水こう門管理者名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
第６表　水防倉庫一覧表、水防資材・器材数量表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
第７表　異常気象時における道路通行規制区間及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
第８表　雨量観測所一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
第９表　水位観測所一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
第１０表　洪水予報の発表形式（国）
（１）富士川（釜無川を含む）氾濫注意情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
（２）笛吹川氾濫注意情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
第１１表　洪水予報の発表形式（県 荒川氾濫注意情報）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
第１２表　水防警報の発表様式（国）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
第１３表　水防警報の発表様式（県）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
第１４表　指定避難所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
第１５表　浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５
第１６表　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
－別図－
別図１　甲府市輸送連絡系統図（１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
別図２　甲府市輸送連絡系統図（２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
－資料－
資料１　甲府市水防協議会条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

第１章　　総　　則

第１節　　目的

この計画は水防法第３３条第１項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、湖沼の洪水等による水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とするものである。

第２節　　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（１）　水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

（２）　指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３）　水防管理者
水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（４）　消防機関
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（５）　消防機関の長
消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（６）　水防団
法第６条に規定する水防団をいう。

（７）　量水標管理者
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（８）　水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

（９）　洪水予報河川
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）。

（１０）水防警報
国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こ

るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

（１１）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（１２）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

（１３）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（１４）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（１５）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（１６）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（１７）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（１８）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

（１９）浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第３節　　水防責任

水防管理団体たる甲府市は、その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすものとする。

１　水防組織の確立
２　消防団の整備
３　水防倉庫、資器材の整備
４　通信連絡系統の確立
５　平常時における河川、遊水池等の巡視
６　水防時における適正な水防活動の実施
(1)　水防に要する費用の自己負担の確保
(2)　消防団等の出動体制の確保
(3)　通信網の再点検
(4)　水防資器材の整備点検、調整並びに輸送の確保
(5)　雨量、水位観測を適確に行うこと
(6)　ダム、水こう門及び農業用取水堰、遊水池等の操作の確保
(7)　堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること
(8)　水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使
(9)　住民の水防活動従事の指示
(10)　警察官の出動を要請すること
(11)　避難のための立退きの指示
(12)　自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する）
(13)　水防管理団体相互の協力応援
(14)　水防解除の指示
(15)　水防てん末報告書の提出

上記の外に義務として次の事項を必ず行う。

１　水防機関の整備をすること
２　水防計画を樹立すること　（水防計画の策定は、水防協議会に諮って定める。）
３　水防協議会を設置すること
４　水防団員数を確保すること
５　毎年水防訓練を行うこと

第４節　　安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
水防団員自身の安全確保のために配慮すべき例
・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。

第2章　水　防　組　織

山梨県水防計画に基づき、甲府市水防管理団体は、市内の河川・湖沼等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、そのため消防機関等水防に従事する者の組織を整備しておくものとする。※別表第１表（水防協議会委員名簿：Ｐ40）、別表第２表（水防管理団体及びその組織表：Ｐ４１・42）

第１節　水防本部

水防管理団体の責任を遂行するため、甲府市水防本部をまちづくり部におき、水防に対する日常の監視、警戒につとめるよう各所属部に要請を行うとともに、緊急時には直ちに本部会議を招集して対策にあたるものとする。

１　本部の組織

(1)　本部の編成は、本部長は市長、副本部長は両副市長とし、本部員はまちづくり部長、危機管理監、上下水道局工務部長、市民部長、産業部長、総務部長、福祉部長、企画部長、リニア交通政策監、子ども未来部長、教育部長とする。本部職員は班長以下とする。

(2)　本部の組織として、庶務情報班、連絡班、企画調査・輸送班、作業班の４班をおき、まちづくり部の室長を班長とする。

２　組織系統図

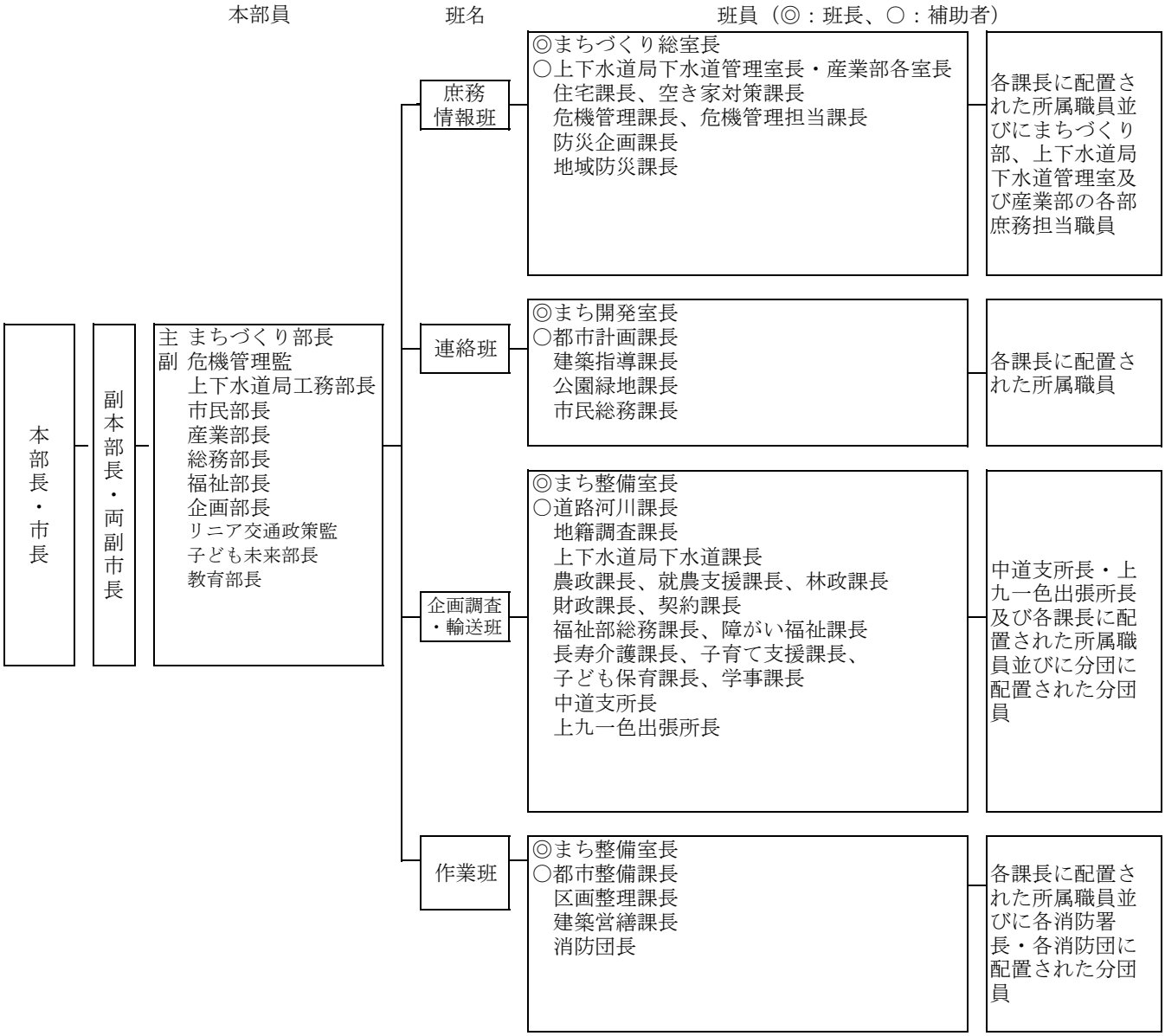

第２節　事務分掌

庶務情報班

まちづくり部
　まちづくり総室長

1　水防本部員会議の招集に関すること
2　水防本部の庶務運営に関すること
3　水防本部活動の経理に関すること
4　本部の指定事項の立案、情報把握及び判定に関すること
5　水防資器材の調達に関すること
6　水防報告書の作成・提出に関すること
7　活動職員の非常招集に関すること
8　気象情報の収集に関すること
　(1) 県防災行政無線、テレビ、ラジオによる収集
　(2) 雨量観測者、水位観測者からの収集
9　水防関係機関からの情報収集に関すること
１０　地域住民からの水防情報収集に関すること
１１　防災行政用無線による情報収集に関すること
１２　水防警報の発令に関すること

連絡班

まちづくり部
　まち開発室長

1　水防本部内の連絡調整に関すること
2　危険地域住民への情報連絡と避難に対する指導及び命令に関すること
3　水防本部指令の伝達に関すること
4　関係機関への連絡及び連絡所、庁内への連絡に関すること
5　自衛隊出動等の要請（県への申請等）に関すること

企画調査・輸 送 班

まちづくり部
　まち整備室長

1　危険区域の巡視に関すること
　水防時における河川、道路、橋梁、急傾斜地等の被害の収集・取りまとめ、各班への被害の記録伝達等
2　緊急対策の樹立及び避難誘導に関すること
3　被害状況調査に関すること
4　出動車両の確保と配車に関すること
5　水防資器材等の緊急輸送に関すること
6　その他車両の使用に関すること

作業班

まちづくり部
　まち整備室長

1　水防器具の作成及び配布に関すること
2　水防作業に関すること
3　水防工法の指導に関すること
4　その他水防に関する応急対策の実行に関すること

第３節　災害対策本部への統合の時期

水害が発生し、水防本部の使命の遂行が不能になり、甲府市災害対策本部が設置された場合は直ちに水防本部は、災害対策本部に統合されるものとする。

第３章　監視警戒及び重要水防区域

第１節　　常時及び非常時監視

１　常時監視

水防管理者、水防機関の長は、随時区域内の河川、遊水池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに当該河川、遊水池等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

２　非常時監視

水防管理者、水防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前項に述べた監視・警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

第２節　重要水防区域及び警戒箇所

防御に重要性を有する水防区域、並びに警戒区域は別表第３表（Ｐ４３～５６）のとおりであり、河川に関係する水防機関、中北建設事務所水防支部と緊密な連絡をとり、その警戒にあたるとともに堤防その他の施設が決壊またはそれに準ずべき状態が発生したときは、直ちに同支部に連絡するとともに、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

※重要水防区域の評定基準は別表第４表（Ｐ５７～５８）のとおりである。

第４章　ダム、水こう門及び農業用取水堰等の操作

堰等の管理者は、設備操作点検を行うとともに、増水時には巡回し適切な操作を行い、異常を認めたときは、直ちに水防管理者に報告する。

水防管理者は、堰等の管理者に適切な操作を行わせ水災を未然に防止するよう措置する。

※ダム、水こう門管理者名簿は別表第５表（Ｐ５９～６０）のとおりである。

第５章　設備資材及び器材の整備運用並びに輸送

第１節　　設備資材及び器材の整備

甲府市水防倉庫は９箇所とし、資器材を常時備蓄し、常に点検整備を行うとともにその使用については、水防本部長がこれを行う。

※市内の水防倉庫は別表第６表（Ｐ６１）のとおりである。

第２節　　輸送の確保

水防管理団体はあらゆる非常事態を想定し、水防用資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため経路等について予め調査し、万全の措置を講じておくものとする。

※異常気象時における道路通行規制区間及び基準については、別表第７表（Ｐ６２）、輸送経路等については、別図１・２（Ｐ８６・８７）のとおりである。

第６章　　通　　信　　連　　絡

第１節　　水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のための電話、ファックス、メール等の通信を要する主なる系統は連絡系統図（Ｐ８）によるものとする。

第２節　　重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法をとり受報者の確認を行うものとする。

１　水防本部指示

２　洪水予報および水防警報

第３節　　通信連絡

水防管理団体は、迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は、水防団体及び消防機関等との連絡のため、ＮＴＴ加入電話（所有者）または防災行政無線等を水防時に利用し、通話ができるよう措置しておくものとする。また、非常の場合は、ＮＨＫ甲府放送局、山梨放送、テレビ山梨、エフエム甲府および日本ネットワークサービス（ＮＮＳ甲府ＣＡＴＶ局）により連絡するものとする。

第７章　　気象・河川水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況（大雨洪水注意報・警報および大雨特別警報）の通報を受け、避難の必要があると認めるときは速やかに地域住民に周知する。

１　雨量の観測通報

市内の雨量観測所は別表第８表（Ｐ６３）のとおりである。

２　水位の観測通報

市内の水位観測所は別表第９表（Ｐ６３）のとおりである。

３　山梨県水防本部よりの気象状況連絡系統図

連絡系統図は、Ｐ８のとおりである。

連　絡　系　統　図

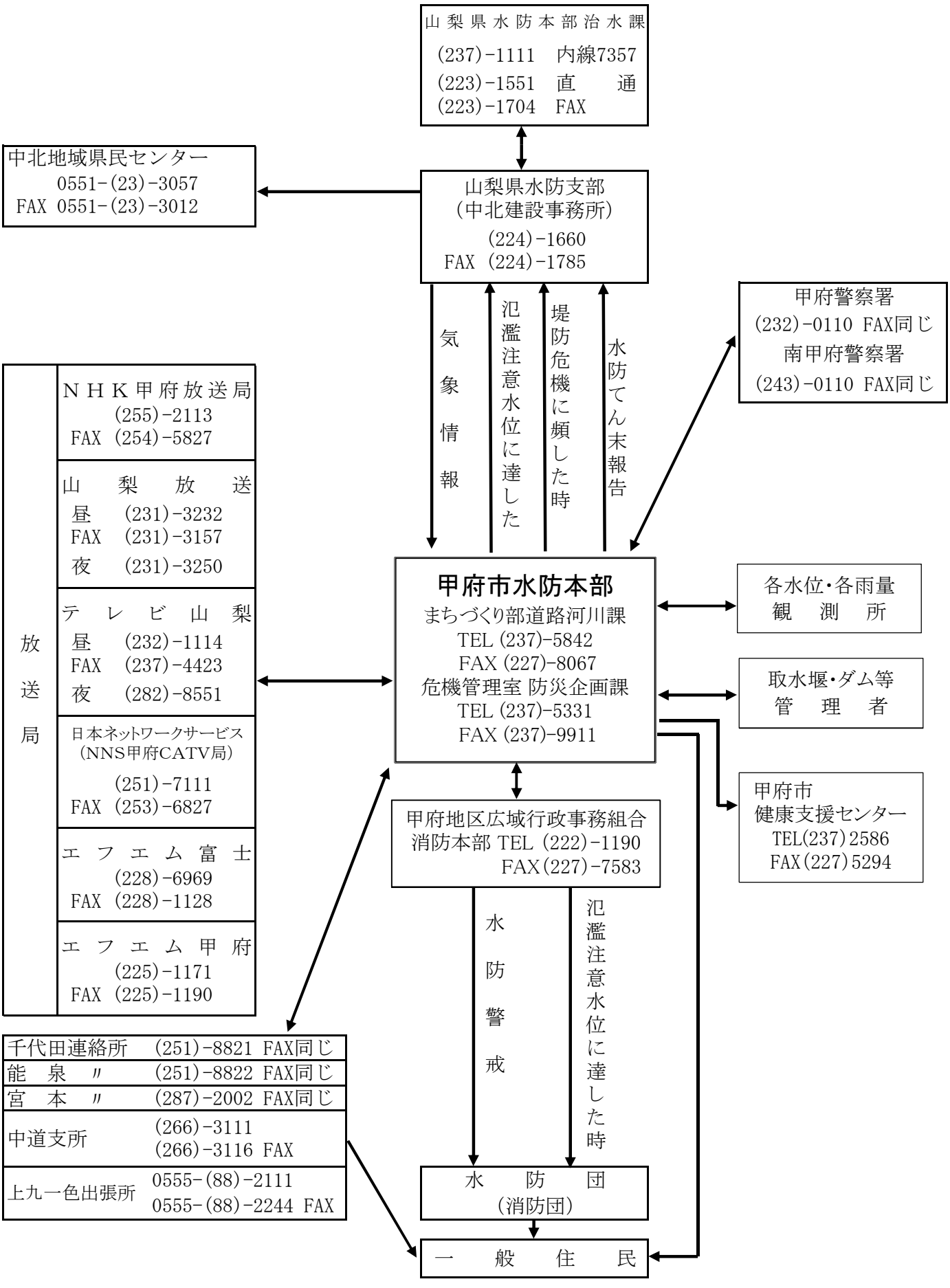
山梨県水防本部治水課
(237)-1111　内線7357
(223)-1551　直　通
(223)-1704　FAX
中北地域県民センター
0551-(23)-3057
FAX 0551-(23)-3012
山梨県水防支部
(中北建設事務所)
(224)-1660
FAX (224)-1785
気象情報
氾濫注意水位に達した
堤防危機に頻した時
水防てん末報告
甲府警察署
(232)-0110 FAX同じ
南甲府警察署
(243)-0110 FAX同じ
放送局
NHK甲府放送局
(255)-2113
FAX (254)-5827
山梨放送
昼　(231)-3232
FAX (231)-3157
夜　(231)-3250
テレビ山梨
昼　(232)-1114
FAX (237)-4423
夜　(282)-8551
日本ネットワークサービス
(NNS甲府CATV局)
(251)-7111
FAX (253)-6827
エフエム富士
(228)-6969
FAX (228)-1128
エフエム甲府
(225)-1171
FAX (225)-1190
甲府市水防本部
まちづくり部道路河川課
TEL (237)-5842
FAX (227)-8067
危機管理室 防災企画課
TEL (237)-5331
FAX (237)-9911
各水位・各雨量
観測所
取水堰・ダム等
管理者
甲府市
健康支援センター
TEL(237)2586
FAX(227)5294
甲府地区広域行政事務組合
消防本部 TEL (222)-1190
FAX(227)-7583
水防警戒
氾濫注意水位に達した時
千代田連絡所　(251)-8821 FAX同じ
能泉　〃　(251)-8822 FAX同じ
宮本　〃　(287)-2002 FAX同じ
中道支所　(266)-3111
(266)-3116 FAX
上九一色出張所　0555-(88)-2111
0555-(88)-2244 FAX
水防団
(消防団)
一般住民

第８章　　洪 水 予 報

第１節　　甲府地方気象台が行う洪水予報等

１　注意報、警報および特別警報の発表基準

<table>
<tr><td colspan="3">府県予報区</td><td colspan="5">山梨県</td></tr>
<tr><td colspan="3">一次細分区域</td><td colspan="3">中・西部</td><td colspan="2">東部・富士五湖</td></tr>
<tr><td colspan="3">市町村等を
まとめた地域</td><td>中北地域</td><td>峡東地域</td><td>峡南地域</td><td>東部</td><td>富士五湖</td></tr>
<tr><td rowspan="5">発表基準</td><td rowspan="2">特別警報</td><td>大 雨</td><td colspan="5">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき項目が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想された場合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報</td><td>大 雨</td><td colspan="5">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想された場合。</td></tr>
<tr><td>洪 水</td><td colspan="5">河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想された場合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">注意報</td><td>大 雨</td><td colspan="5">大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想された場合。</td></tr>
<tr><td>洪 水</td><td colspan="5">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
区域内の市町村で別表５の基準に到達することが予想された場合。</td></tr>
</table>

（注）　市町村別の基準はＰ１１～１３のとおりである。

2　大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　　類	内　　容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６ 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10 分ごとに更新している。

3　注意報・警報・特別警報の切替・解除

注意報・警報・特別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・特別警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報・特別警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切り替えられる。

4　注意報・警報・特別警報の伝達

注意報・警報・特別警報の伝達系統図（Ｐ１５）のとおりである。

(別表1)

(1)特別警報の指標(発表基準)

現　象	特別警報の基準	指標の種類
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標

注)発表にあたっては、指標(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

(ア)雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※1)の基準値を 地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※2)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※3)及び流域雨量指数(※4)の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※2 激しい雨:1時間に概ね30mm以上の雨

※3 表面雨量指数は、山地や都市部の地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※4 流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(イ)台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。

台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報を特別警報として発表されます。

温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表されます。

特別警報の基準値について

大雨特別警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準値、大雨特別警報(浸水害)の表面雨量指数基準値及び流域雨量指数基準値は、1km四方毎に設定されており、基準値については、気象庁のホームページ 「気象等に関する特別警報の発表基準」
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html)を参照

(別表2)大雨警報基準

令和5年6月8日改訂

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	15	111
	韮崎市	12	127
	南アルプス市	11	121
	北杜市	11	107
	甲斐市	12	116
	中央市	19	142
	昭和町	18	—

(別表3)洪水警報基準

令和5年6月8日改訂

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域＝7.1, 滝戸川流域＝9.6, 貢川流域＝8.1, 間門川流域＝6.6, 濁川流域＝9.6, 相川流域＝8.1, 平等川流域=11.4	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 笛吹川[石和]、荒川[荒川]
	韮崎市	御勅使川流域=19.1, 黒沢川流域＝6.2, 須玉川流域=22.0, 小武川流域=18.1	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域＝11.8, 滝沢川流域＝12.6, 横川流域＝3.4, 御勅使川流域=20.0	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=22.0, 甲川流域=11.0, 鳩川流域=9.3, 大武川流域＝18.4	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域＝7.2, 坊沢川流域＝6.5, 六反川流域＝6.0	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域＝7.7	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋] 笛吹川[石和]
	昭和町	鎌田川流域＝6.3	—	富士川(釜無川を含む)[船山端]

(別表4)大雨注意報基準

令和5年6月8日改訂

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	7	87
	韮崎市	6	100
	南アルプス市	7	95
	北杜市	6	84
	甲斐市	7	91
	中央市	7	112
	昭和町	10	125

(別表5)洪水注意報基準

令和5年6月8日改訂

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域＝5.6, 滝戸川流域＝7.6, 貢川流域＝6.4, 間門川流域＝5.2, 濁川流域＝7.6, 相川流域＝6.4, 平等川流域=9.1	間門川流域 ＝(7,5.2) 濁川流域 ＝(7,7.3) 平等川流域 =(5,9.1)	笛吹川[石和]、 荒川[荒川]
	韮崎市	御勅使川流域=15.2, 黒沢川流域＝4.9, 須玉川流域=17.6, 小武川流域=14.4	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域＝9.4, 滝沢川流域＝10.0, 横川流域＝2.6, 御勅使川流域=16.0	横川流域 ＝(7,2.5)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=17.6, 甲川流域=8.8, 鳩川流域=7.4, 大武川流域＝14.7	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域＝5.7, 坊沢川流域＝5.2, 六反川流域＝4.8	六反川流域 ＝(6,4.8)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域＝5.1	鎌田川流域 ＝(6,5.1)	富士川(釜無川を含む)[船山橋] 笛吹川[石和]
	昭和町	鎌田川流域＝4.9	—	—

大雨、洪水警報・注意報基準表の解説

① 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“－”で示している。

② 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

③ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

④ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表2及び4の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

⑤ 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

⑥ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び5の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

⑦ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

⑧ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

注意報・警報・特別警報の伝達
甲府地方気象台の伝達

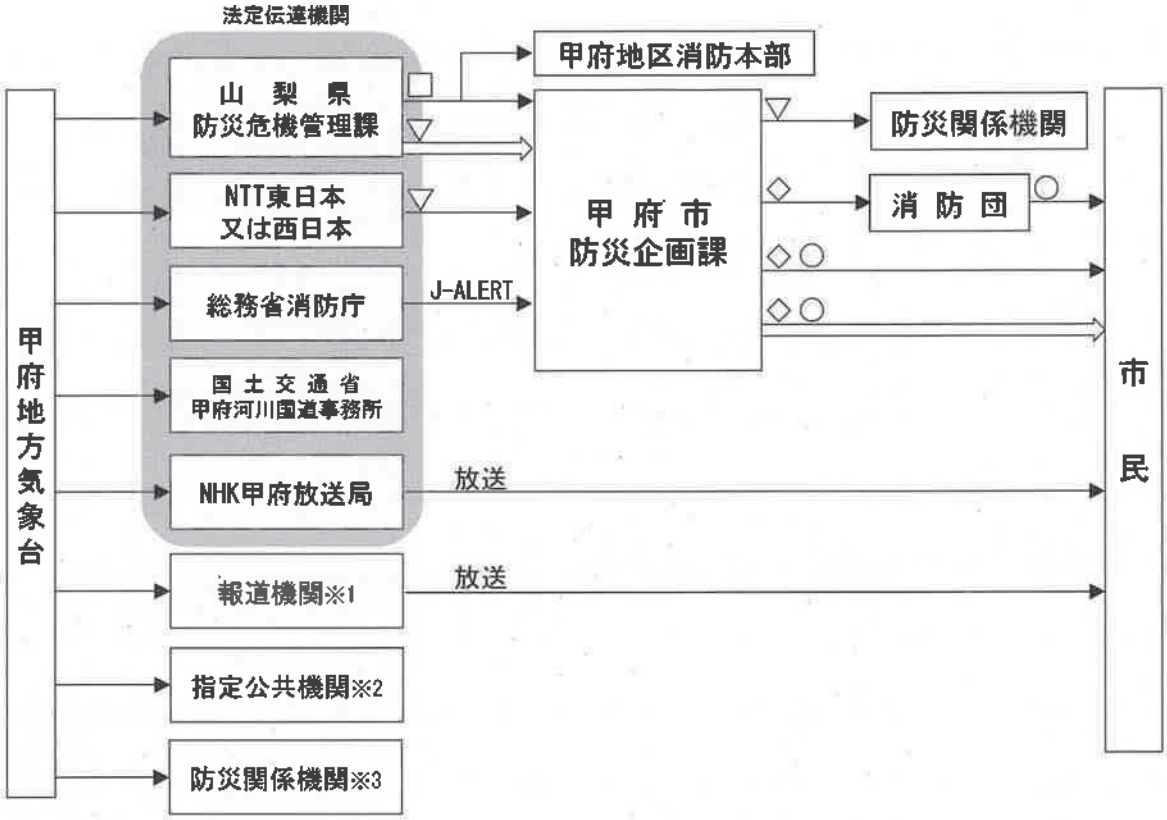

注1）すべての注意報、警報は全機関（NTT東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
注2）⇨は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
注3）甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
注4）甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
注5）□は県防災行政無線、▽は電話・FAX、◇は市防災行政無線、○は広報車・口頭による伝達。
※1）報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV
※2）指定公共機関は、東京電力リニューアルブルパワー（株）各事業所、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本山梨支店、東京ガス山梨
※3）防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

気象情報と警戒レベルとの対応

情報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫発生情報 大雨特別警報※1 土砂又は浸水又は洪水キキクル（危険度分布）で「災害切迫」（黒）がまとまって出現	警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル５相当
氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「危険」（紫）が出現	警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても土砂災害危険度情報(※３)や河川の水位情報、キキクル（危険度分布）(※４)等を等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル４相当
氾濫警戒情報 大雨警報（土砂災害）※2 洪水警報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が出現	警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も土砂災害危険度情報(※３)や河川の水位情報、キキクル（危険度分布）(※４)等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル３相当
氾濫注意情報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「注意」（黄）が出現	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル２相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル２
早期注意情報（警報級の可能性）で大雨［高］又は［中］	大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル１

※1 これまでに経験したことがないような降水量の大雨が見込まれる際に大雨特別警報を発表します。

※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※3 山梨県土砂災害警戒情報システム https://sabo.pref.yamanashi.jp/Top
（スマートフォン向けサイト） https://sabo.pref.yamanashi.jp/sp/Top

※4 気象庁ホームページ【甲府市の防災情報】
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=1920100

第２節　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣は指定した富士川（釜無川を含む）と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長及び静岡地方気象台長とが共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

1　洪水予報を行う河川名及びその区間

河川名	実施区間	洪水予報基準点
富士川 （釜無川を含む）	左岸　山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右岸　山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川阿原218番169地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南部
笛吹川	左岸　山梨県山梨市大字七日市場字上川窪 1233－1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸　山梨県山梨市大字東字御堂渕453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石和

2　洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位 レベル１ 水位	氾濫注意水位 レベル2 水位	避難判断水位 レベル3 水位	氾濫危険水位 レベル4 水位
富士川 （釜無川を含む）	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南　部	な　ん　ぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石　和	い　さ　わ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m

3　洪水予報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
富士川 （釜無川を含む）	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長 静岡地方気象台長
笛吹川	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長

4　洪水予報の発表及び解除の基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

5　洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は別表第１０表（Ｐ６５～６８）のとおり

6　洪水予報の通知

河川名	発表担当者	受領担当者	連絡方法
富士川 （釜無川を含む） 笛吹川	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長	県治水課長 防災危機管理課長	専用電話 オンライン

県水防本部から各水防管理者等への通知

河川名	発信者	受信及び発信者	受信者
富士川	山梨県 水防本部 （治水課長）	中北建設事務所	甲府市
笛吹川	山梨県 水防本部 （治水課長）	中北建設事務所	甲府市

7　洪水予報通報伝達系統図

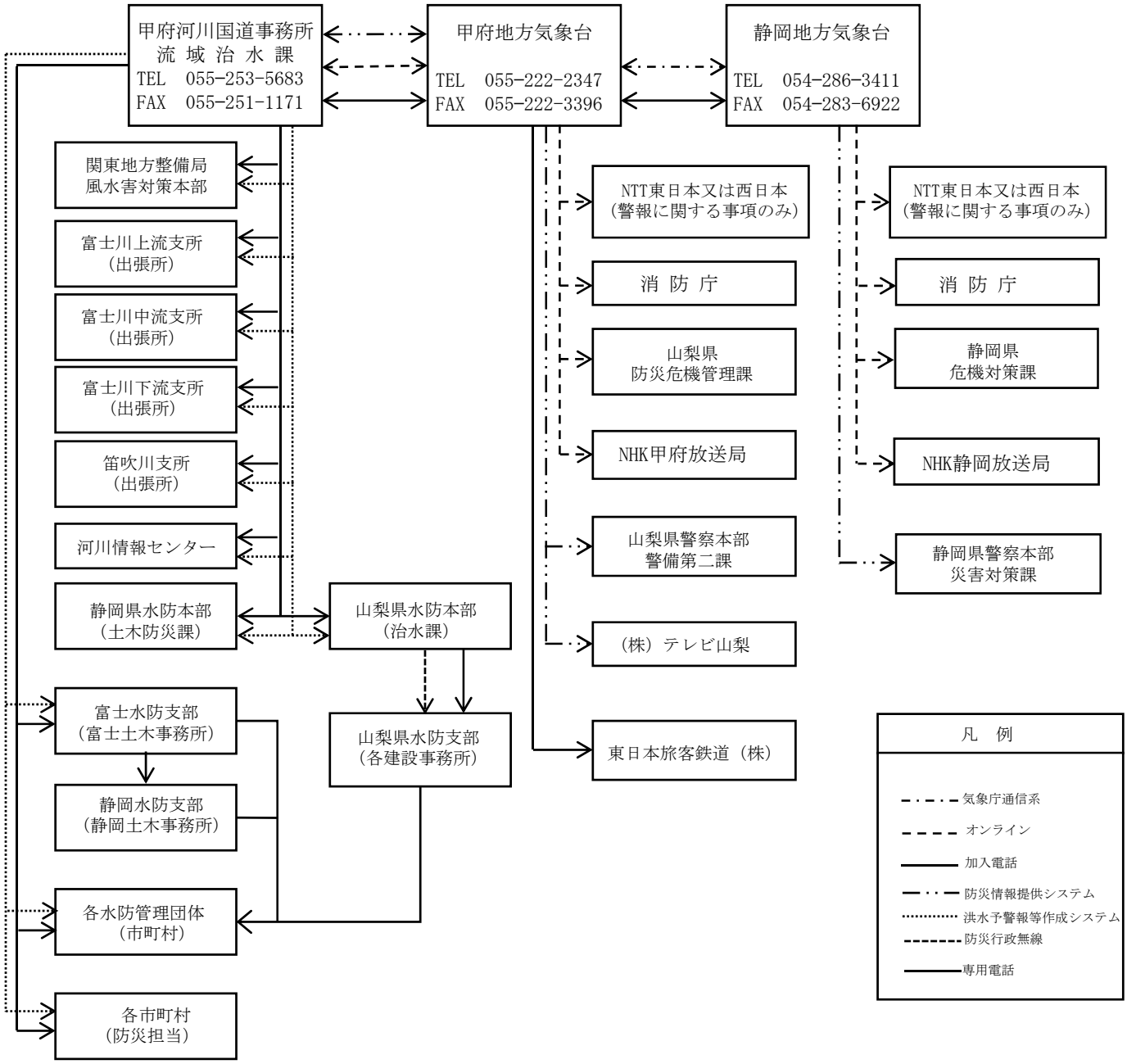

第３節　山梨県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

山梨県知事は気象庁と協議して指定した荒川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う、洪水予報の発表については、山梨県中北建設事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。（水防法第11条）

1 洪水予報を行う河川名及びその区間

河川名	実施区間	洪水予報基準点
荒川	左岸　山梨県甲府市飯田二丁目 46番地先から　笛吹川合流点まで 右岸　山梨県甲府市下飯田一丁目 476番地の1地先から　笛吹川合流点まで	荒川水位観測所

2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒　川	荒　川	あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m

3 洪水予報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
荒川	山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台	山梨県中北建設事務所長 甲府地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

5 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は別表第１１表（Ｐ６９～７０）のとおり

6 洪水予報の通知

河川名	発表担当者	受領担当者	連絡方法
荒川	山梨県中北建設事務所長 甲府地方気象台長	山梨県治水課長 山梨県防災危機管理課長	専用電話 防災情報提供システム

第9章　　水防警報・水位情報周知

第１節　国土交通大臣が行う水防警報

1　水防警報を行う指定河川及び指定区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

水系名	河川名	区　　域	
富士川	支川 笛吹川	左岸	山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで
		右岸	同県同市大字東字御堂渕453番地先岩手橋から幹川合流点まで
	小支川 濁　川	左岸	山梨県甲府市白井河原から同県西八代郡市川三郷町高田
		右岸	山梨県甲府市浜から幹川合流点
		左岸	山梨県甲府市小曲町川除地先から笛吹川合流点まで
		右岸	同県同市小曲町字沼向1011番地の3地先から笛吹川合流点まで

2　水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位は次のとおりである。

基準

水系名	河川名	基準水位観測所	所在地	位 置	水防団待機水位	氾　濫注意水位	計画高水位	既往最高水位
富士川	笛吹川 濁　川	桃林橋	中央市大田和	左岸 幹川合流点から 4.81㎞ F44杭　上45m	1.80　m	2.50　m	6.63　m	S34.8 5.40　m

3　水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は次のとおりである。

種類	内　容	発 表 基 準
待機	１．不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２．水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、または既に氾濫注意水位を超え、災害の起こる恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

4　水防警報の発表者及び責任者

発　表　者　・・・水防警報の発表者は国土交通省設置法第１２条により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。

発表責任者　・・・水防警報の発表責任者は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。

5　水防警報の発表文の様式

発表文は種類、河川名、基準水位観測所、警報番号、発表日時、発表機関名及び警告文をもって構成し、その様式は別表第１２表（Ｐ７１）のとおりとする。

6　富士川水防警報連絡系統図

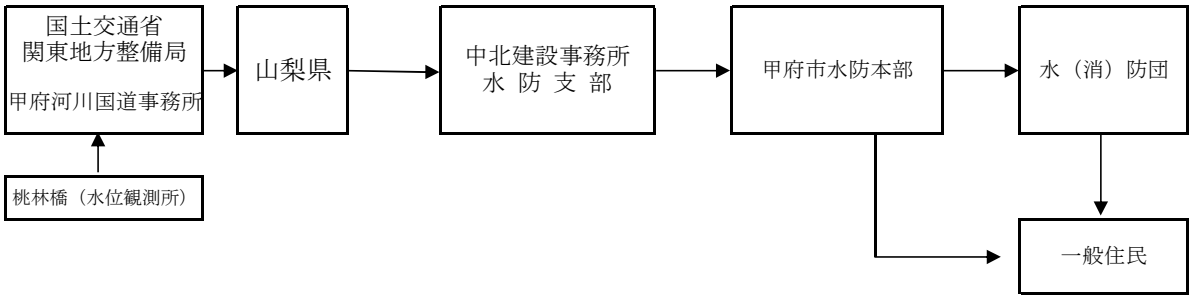

第２節　山梨県知事が行う水防警報及び水位情報周知

水防法16条（水防警報）及び水防法13条（水位情報の通知及び周知）より、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する水防警報河川及び水位情報周知河川及び基準水位観測所は次のとおりである。

1　山梨県知事が指定する水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間

河川名	水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間	
相川	左岸 右岸	甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
濁川	左岸 右岸	甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曽根町3304番地の2地先まで 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
平等川	左岸 右岸	山梨市山根320番の1地先から甲府市上曽根町1839番地の3地先まで 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
滝戸川	左岸 右岸	甲府市中畑1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 甲府市心経寺76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
境川	左岸 右岸	笛吹市境川町藤垈885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで
荒川	左岸 右岸	甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで
鎌田川	左岸 右岸	甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
貢川	左岸 右岸	甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで

※荒川は水位情報周知河川ではないが水防警報河川に指定されている

2　基準水位観測所

河川名	名称	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	計画高水位	所轄建設事務所	水防管理団体
荒　川	荒　川	1.80　m	3.00　m	3.40　m	4.00　m	4.00　m	中北	甲府市・中央市
相　川	相川三之橋	0.80　m	1.50　m	1.60　m	1.90　m	2.60　m	中北	甲府市
濁　川	濁　川	1.50　m	2.00　m	2.50　m	3.00　m	3.74　m	中北	甲府市
平等川	平等川	1.20　m	1.70　m	2.10　m	2.40　m	2.40　m	中北・峡東	甲府市・笛吹市
滝戸川	下曽根	0.70　m	0.90　m	1.20　m	1.40　m	2.15　m	中北	甲府市・中央市
境　川	境川橋	0.90　m	1.20　m	1.40　m	1.60　m	3.10　m	中北・峡東	甲府市・笛吹市
鎌田川	鎌田川	3.30　m	4.60　m	5.30　m	5.70　m	6.60　m	中北	甲府市・中央市
貢　川	貢　川	1.40　m	2.10　m	2.40　m	2.70　m	2.90　m	中北	甲府市・甲斐市

※これらの水防警報及び水位情報の発表に加え、山梨県では「山梨県総合河川情報システム」により県内１３８箇所の雨量、水位情報をリアルタイムで配信している。
ホームページアドレス：http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/

3　水防警報の発表

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内　容	発 表 基 準
待機	１．不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２．水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒位水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒位水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量･水位の状況、水位予測、河川･流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの。	状況により必要と認めるとき。

4　水位情報周知河川

水位情報周知河川とは、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民に重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。（水防法第13条）

指定した水位情報周知河川については、避難判断水位（氾濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を水防管理団体に通知しなければならない。

避難判断水位（特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、危険水位相当換算水位（注１）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第１３条）。水防管理者において、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する情報となる。

(注1)「洪水により相当の被害を生ずる恐れがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位

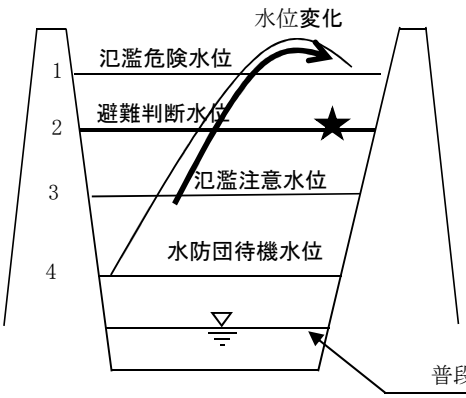

水位の概念図

1 氾濫危険水位【危険水位】　・・ 氾濫の恐れが生じる水位

2 避難判断水位【特別警戒水位】　・・ 避難等の目安となる水位

3 氾濫注意水位【警戒水位】　・・ 水防団が出動する目安になる水位

4 水防団待機水位【通報水位】　・・ 水防団が待機する目安となる水位

5　水防警報及び水位到達情報の伝達系統図

1 水防団待機水位（通報水位）・氾濫注意水位（警戒水位）

○ 水防警報河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるとき

→ 関係水防管理団体（市町村）に通報（水防法12条）

○ 氾濫注意水位（警戒水位）を越えるとき

→ 水位の状況を伝達系統図に基づき伝達（水防法12条）

2 避難判断水位（特別警戒水位）

○ 水位情報周知河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき

→ 直ちに水防管理者に通知。必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知（水防法13条）

情報の伝達は、別表第１３表（Ｐ７２）をもって行う。

連絡系統図

富士川水系各河川の水防警報及び水位情報連絡系統図

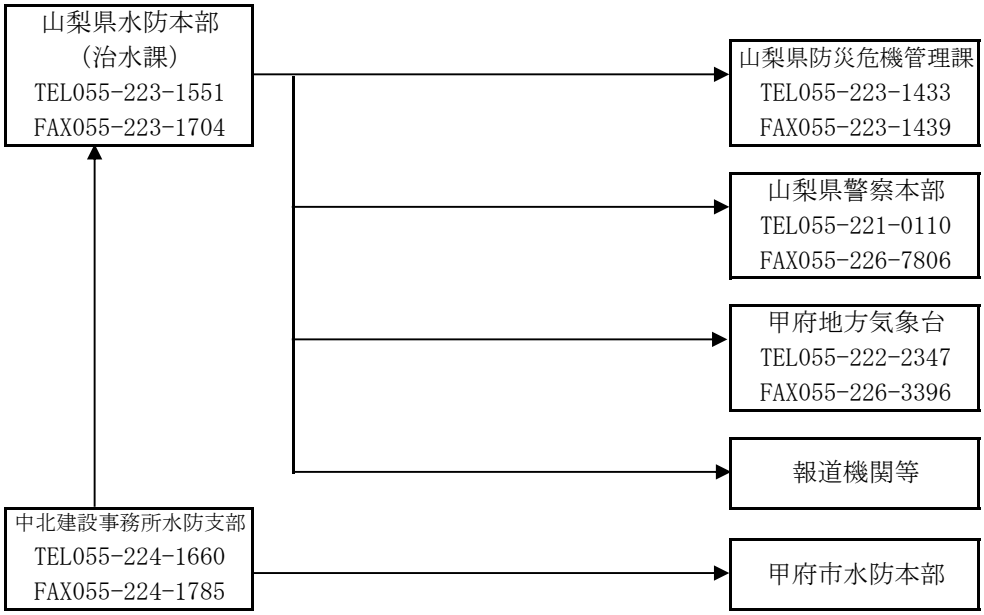

富士川水系各河川の水防本部（県）水防管理者等への通知及び周知系統図

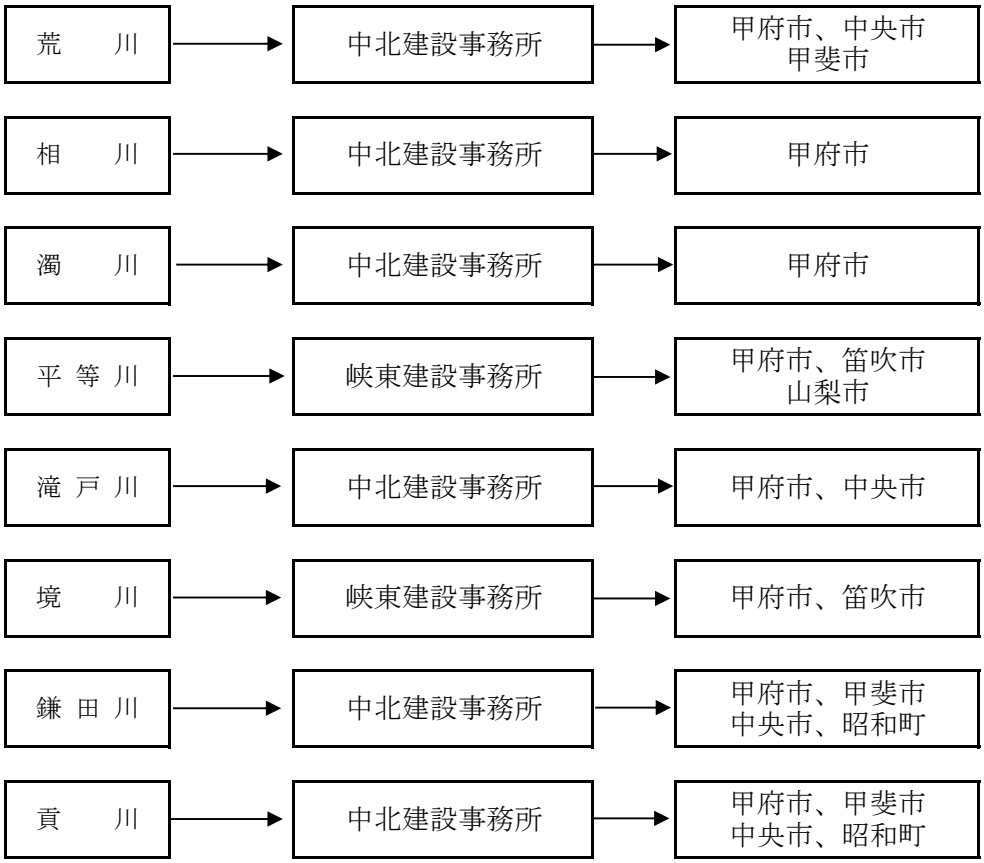

関係市町の連絡先

甲斐市	TEL：055-278-1676 FAX：055-278-2047	笛吹市	TEL：055-261-3333 FAX：055-261-3335
中央市	TEL：055-274-8519 FAX：055-274-7130	昭和町	TEL：055-275-8412 FAX：055-275-5250

第３節　　荒川ダム放流警報

1　洪水警戒態勢

一　豪雨時にはダムから相当量の放流が予想されます。このため甲府地方気象台から降雨に関する注意報・警報および大雨特別警報が発せられた時や洪水が予想される場合には、洪水警戒態勢に入る。警戒態勢に入ったときは、水防管理者に通知がある。

2　放流に関する警報を行う場合（ダム管理事務所）

ダムから放流を行い、下流河川に急激な水位の上昇が予想される場合には次の区分に従い、警報所のサイレン・スピーカー及び警報車による警報を行う。

(1)　ダムから放流を行い、水位が急激に上昇すると予想される場合は、ダム地点から金石橋警報所までの必要な区間。

(2)　ダム貯水池の水位が洪水時最高水位以上になると予想される場合は、ダム地点から金石橋警報所までの区間。

(3) 連絡系統図

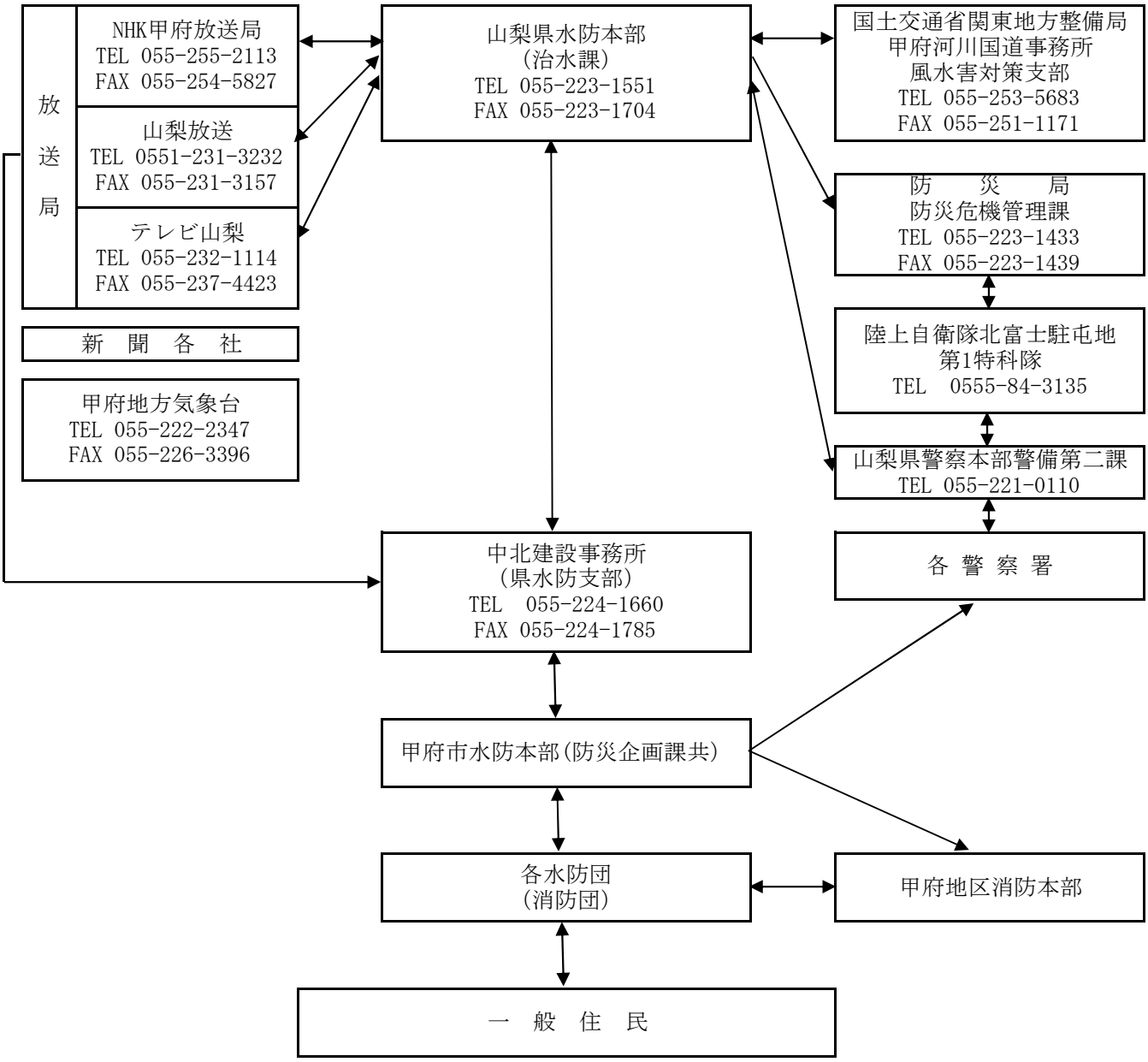

第１０章　　水防機関の活動

第１節　水防管理団体の非常配備

1　水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

(1)　水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
(2)　水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
(3)　緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2　本部員の非常配備

(1)　県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、甲府地方気象台が行う水防活動用気象注意報（大雨）及び水防活動用洪水注意報（洪水）が通知されたとき。

(2)　前項１の指令の場合

3　本部職員【水防団（消防団）を除く】の非常配備

第一配備体制・・甲府地方気象台が行う気象注意報（大雨注意報）または洪水注意報が通知された時は、まちづくり部長、まちづくり部各室長及び道路河川課長は本部に集合し、情報の収集及び連絡をとり事態の推移によっては直ちに班員の招集その他の活動ができる体制をとる。

第二配備体制・・大雨特別警報および大雨、洪水に関する警報が通知された時は、水防本部全員は直ちに本部に集合するものとする。ただし、場合によっては班員の集合については班長の指示によることもある。

4　本部職員【水防団（消防団用）】の非常配備

(1)　待機

団長は本部会議の状況を把握することに努め、団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう待機命令を発するものとする。待機命令は概ね次の状況の際、発するものとする。

イ　大雨および洪水に関する注意報および警報が通知されたとき
ロ　甲府市水防本部が待機の体制に入ったとき

(2)　準備

分団長等は、所定の詰所に集合し、資器材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険のある工作物のある個所へ団員の派遣、水位観測堤防監視のため一部団員を出動させる。

イ　河川の水位が通報水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されたとき
ロ　水防警報が通知されたとき
ハ　自ら必要と認めたとき

(3)　出動

水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し警戒配置につく。出動命令は概ね次の状況の際発するものとする。

イ　河川の水位が警戒水位に達しなお上昇の恐れがあるとき
ロ　水防警報（出動）が通知されたとき
ハ　自ら出動の必要を認めたとき

5　報告に関すること

次の場合は中北建設事務所長に報告するものとする。

(1)　警戒水位に達し又それ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合水防管理者はその所轄区域内に出動信号（Ｐ３０）を発するとともに所轄地区警察に通報するものとする。

(2)　危険が増して水防作業を開始したとき。

(3)　堤防その他の異常を発見したとき。

6　注意事項

(1)　水防本部員及び本部職員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令が予想されるときは、出動しなければならない。

(2)　水防活動用気象注意報及び洪水注意報受領後はできる限り不急の外出はさけ待機しなければならない。

(3)　非常勤務者は交代者と引継を完了するまではその勤務場所を離れてはならない。

(4)　その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

第２節　水防作業

1　水防上の心得

(1)　水防団員は出動前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した時は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。

(2)　作業中は終始敢斗精神を持ち、上司の命令に従い団体行動を取らなければならない。

(3)　作業中は私語を慎み、言動に注意し、得に夜間は「溢水」「破壊」等の想像による言語を用いてはならない。

第３節　水防用及び水防用自動車の標識と信号

１ 水防標識

水防活動を正確・迅速かつ規律正しい行動を取らせるために次の水防標識を定める。

水防用自動車優先通行標識

水防用自動車として使用する車は標識を装備する。

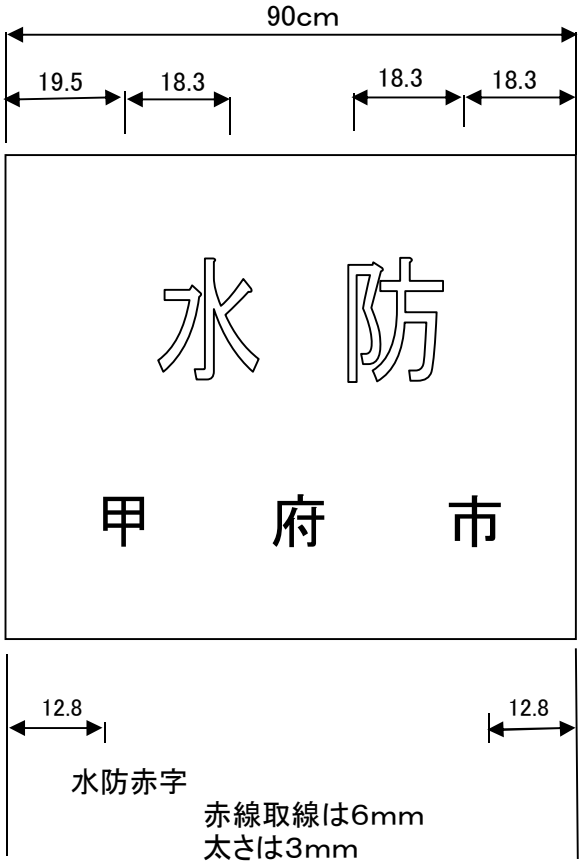

2　水防信号

種　類	設　　備	警　鐘　信　号	サイレン信号
第１信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大の恐れがあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止　　○休止　　○休止	約５秒 約15秒 約５秒 約15秒 約５秒 ○―休止　○―休止　○―
第２信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○　○―○―○ ○―○―○	約５秒 約６秒 約５秒 約６秒 約５秒 ○―休止　○―休止　○―
第３信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○―○―○―○　○―○―○―○ ○―○―○―○	約10秒 約５秒 約10秒 約５秒 約10秒 ○―休止　○―休止　○―
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱　　打	約１分　約５秒　約１分 ○―休止　　○―

（１）信号は適宜の時間継続すること。

（２）必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。

（３）危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第４節　避難のための立退き

１　水防管理者は、自ら防御する堤防等が破提した場合又は破提の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き、又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

２　水防管理者は、当該区域を管理する警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

３　水防管理者は、１の立退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

４　水防管理者は、避難が必要であると認めるときは、指定避難場所を開設し、地区水防団の協力を得て、安全かつ迅速に避難の誘導を行うものとする。

５　避難場所については別表第１４表（Ｐ７３・７４）のとおりとする。

通信連絡系統

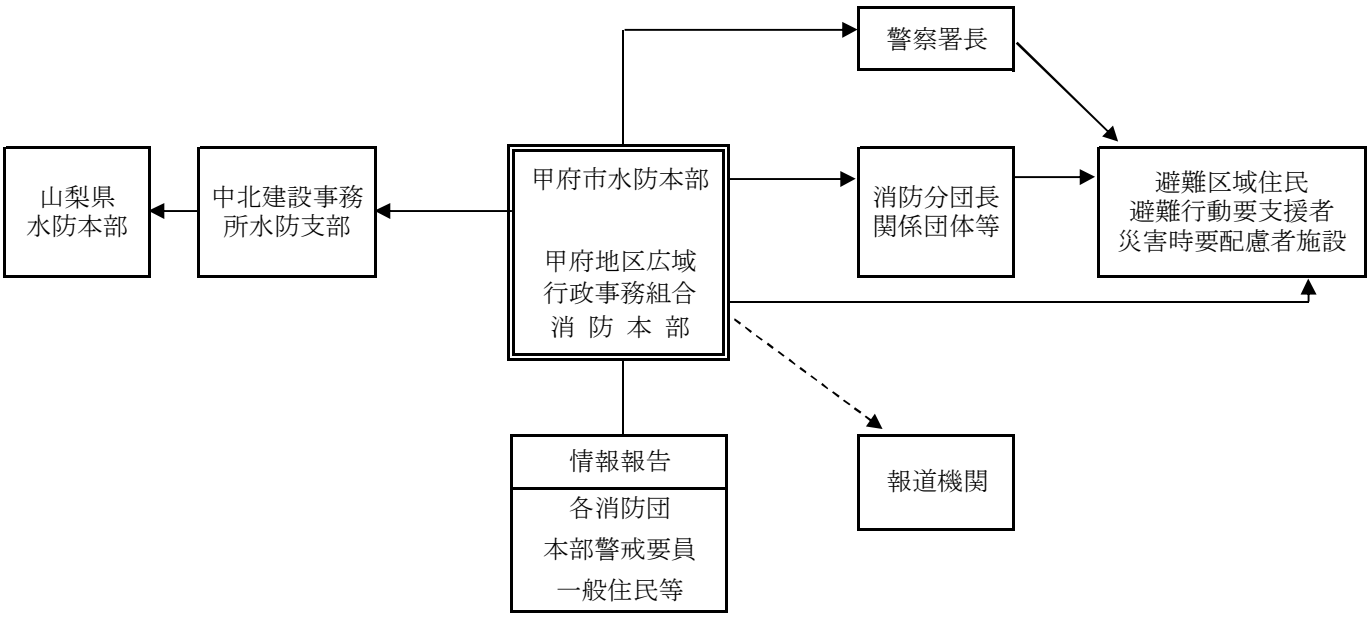

第５節　堤防決壊の通報

堤防等が決壊した場合は水防管理者（本部長）は直ちに中北建設事務所長（中北建設事務所水防支部）及び氾濫のおよぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

連絡系統図

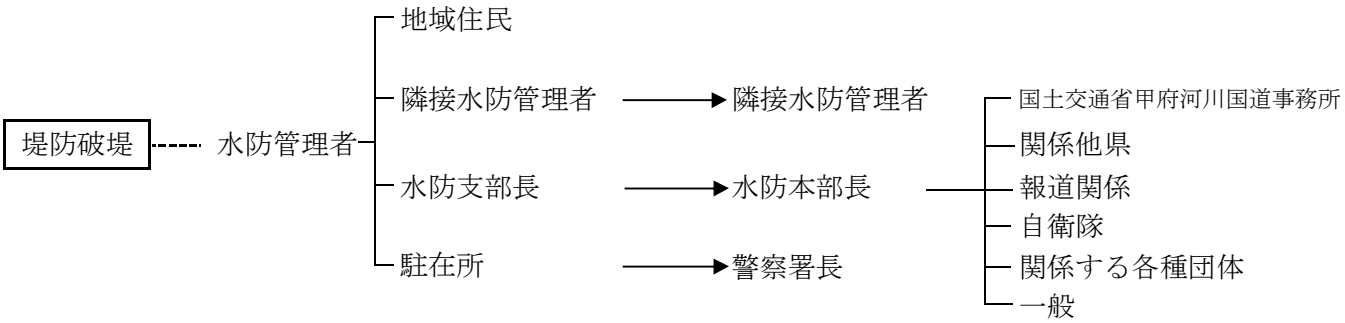

第６節　荒川緑地の洪水対策

１　目　的

降雨時において、荒川緑地（以下「緑地」という。）内に遊ぶ子供、釣人、遊歩者等を増水による危険から守り、生命身体の安全をはかることを目的とする。

２　避難指導の時期

降雨時において、大雨特別警報、大雨警報等、各種警報及び荒川ダム放流警報が通知されたときは直ちに行うものとする。

３　避難の指示

遊歩者等緑地内にいる者すべてに対し、退避を命じ人影がないことを確認する。その後、緑地入口に掲示を行い立入り禁止させる。

４　避難指示を行う該当場所

千松橋下流より身延線鉄橋までの左右岸。

５　巡回及び避難指示者

甲府市水防本部企画調査班が行う。

第７節　要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難体制の強化を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

浸水想定区域区域内の要配慮者利用施設については、別表第１５表（Ｐ７５～８４）、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、別表第１６表（Ｐ８５）のとおりとする。

第８節　水防解除

水位が警報水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除し、これを一般に周知させるとともに中北建設事務所水防支部を通じて知事にその旨を報告するものとする。

第１１章　協　力　応　援

第１節　河川管理者の協力

1　直轄河川における河川管理者関東整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1)　水防管理団体に対して、河川に対する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供

(2)　水防管理団体に対して氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前開示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係(関係機関・団体)の提示

(3)　堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

(4)　重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施

(5)　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6)　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供

(7)　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2　河川管理者山梨県知事は、水防管理団体との協議に基づいて自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防活動に協力する。

第２節　水防管理団体相互の協力及び応援

1　水防管理者は必要があるときは、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めるものとする(水防法23条)。

2　他の水防管理者等から応援を求められたときは、みずからの水防に支障がない限り、その求めに応ずるものとし、作業・行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

3　水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定するものとする。

第３節　警察官の出動要請

1　水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（水防法第22条）

2　出動要請の方法等について、水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議するものとする。

第４節　自衛隊の派遣要請

1　災害時において、人命及び財産の救援のため、必要、かつ、やむを得ない場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

派遣の要請を行うに当たっては次の事項を明らかにする。

（１）　災害の状況及び派遣要請を求める事由

（２）　派遣を希望する期間

（3） 派遣を希望する区域及び活動内容
（4） 派遣部隊が展開できる場所
（5） 派遣部隊との連絡方法等

2　知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣の要請を依頼するものとする。事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第１２章　　水　防　報　告

第１節　水防報告

１　水防管理者が所轄建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。
⑴　水防のため、水防団（消防団）を出動させたとき
⑵　他の水防管理者等に応援を要求したとき
⑶　破堤、氾濫したとき
⑷　洪水増減の状況
⑸　応援の状況
⑹　その他必要と認める事態が生じたとき

２　水防てん末報告
水防が終結したとき、水防管理者は遅滞なく次の事項をとりまとめて、様式１－１（Ｐ３７）様式１－２（Ｐ３８）により所轄建設事務所水防支部長に報告するものとする。
⑴　天候の状況並びに警戒中の水位観測表
⑵　警戒出動及び解散命令の時刻
⑶　水防活動をした河川名とその箇所
⑷　水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
⑸　水防作業の状況
⑹　堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑺　使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
⑻　水防法第２８条による収用又は使用した器具資材の種類、数量及び使用場所
⑼　障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
⑽　土地を一時使用した時はその箇所及び所有者住所氏名とその事由
⑾　応援の状況
⑿　居住者出動の状況
⒀　警察の援助状況
⒁　現場指導官公職氏名
⒂　立退きの状況及びそれを指示した事由
⒃　水防関係者の死傷
⒄　功労者及びその功績
⒅　殊勲水防団とその功績
⒆　雨後、水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
⒇　堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じた時はその場所及びその損傷状況
(21)　その他必要なる事項

第２節　水防訓練

１　指定水防管理団体である本市は、年１回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に関する職員を動員して水防訓練を行うものとする。

２　演習要領
指定水防団体の演習要領は、所轄建設事務所水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

第１３章　　費用負担及び公用負担

第１節　費用負担

水防管理団体はその管理区域の水防に要する費用は、水防法第４１条により当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援を求めた水防管理団体との間で協議によって決める。

第２節　公用負担

１　公用負担権限

水防法第２８条により水防のための必要あるときは、水防管理者は次の権限を行使することができる。

(1)　必要な土地の一時使用
(2)　土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
(3)　車両その他の運搬用機器の使用
(4)　排水用機器の使用
(5)　工作物その他の障害物の処分

２　公用負担権限委任証明書

水防法第２８条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出するものとする。（様式２：Ｐ３９）

３　公用負担命令

水防法第２８条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、次のような命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡してから行使するものとする。（様式３：Ｐ３９）

４　損失補修

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

様式１-1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

令和　　年　　月　　日
作成責任者

<table>
<tr><td>出水の
概　況</td><td colspan="9">川
警戒水位　　m
雨　　量　　㎜</td></tr>
<tr><td>水　　防
実施個所</td><td colspan="9">川
左岸　　地先　　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="9">自　　月　　日　　時　　至　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　動
人　員</td><td>水防団員</td><td colspan="3">消防団員</td><td colspan="3">その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="3">人</td><td colspan="3">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>水防作業
の概況
及び工法</td><td colspan="9">箇　所　　m
工　法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">水防の
結　果</td><td></td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>効果</td><td>m</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使　用
資器材</td><td colspan="4">かます、俵</td><td colspan="3" rowspan="2">移 住 者 の
出 勤 状 況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">万年、土俵</td></tr>
<tr><td colspan="4">な　　わ</td><td colspan="3" rowspan="2">水防関係者の
死　　傷</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">丸　　太</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td><td colspan="3" rowspan="2">雨量水位の
状　　況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="10">水防活動に関する
自　己　批　判
備　　考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

様式１-2

令和○○年台風第○号における水防活動

（山梨県　甲府市○○消防団・令和○○年○月○日～○月○日）

○概要

甲府市○○消防団は、令和○○年○月○日、台風第○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では１時間雨量○○㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
○／○～○／○ 約１２時間	○名	・土のう積み（○○袋） ・避難誘導（○世帯） ・排水作業（○件）

○○川左岸堤防巡視

○○川左岸積み土のう工

○○川右岸　月の輪工法

○○地区の浸水状況

水防活動実施個所地図

38

様式２

公 用 負 担 命 令 権 限 書

身分・所属

氏　　名

上記の者に　　の区域に於ける水防法第２８条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

令和　　年　　月　　日

甲府市水防管理者
甲府市長　　印

様式３

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

目 的 物　　種類　　員数

負担内容　　使用　　権用　　人分等

令和　　年　　月　　日

甲府市水防管理者甲府市長　　印

事 務 取 扱 者 事 務 吏 員　　印

殿

令和6年度甲府市水防協議会　委員名簿

令和6年7月21日

会長　甲府市長　樋口　雄一

	機関名	職名	氏名	連絡先住所		電話番号	任期
1	甲府地方気象台	次長	高山　大	400-0035	甲府市飯田4-7-29	222-9101	当該職の期間
2	山梨県	県土整備部道路管理課長	内藤　広	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	223-1695	当該職の期間
3	山梨県	県土整備部治水課長	山川　秀人	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	223-1702	当該職の期間
4	山梨県	県土整備部砂防課長	山本　佳敬	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	223-1710	当該職の期間
5	山梨県中北建設事務所	所長	壷屋　嘉彦	400-0065	甲府市貢川2-1-8	224-1660	当該職の期間
6	甲府警察署	署長	平井　親一	400-0032	甲府市中央１-10-1	232-0110	当該職の期間
7	南甲府警察署	署長	石部　和久	400-0854	甲府市中小河原町404	243-0110	当該職の期間
8	甲府市	副市長	奥原　崇	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	237-5029	当該職の期間
9	甲府市	産業部長	山本　丹一	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	237-5687	当該職の期間
10	甲府市	まちづくり部長	石原　修	400-8586	甲府市丸の内1-18-1	237-5797	当該職の期間
11	甲府市	上下水道局工務部長	土橋　毅	400-0046	甲府市下石田2-23-1	228-3861	当該職の期間
12	甲府地区広域行政事務組合	消防長	長谷川　達郎	400-0856	甲府市伊勢3-8-23	222-1209	当該職の期間
13	日本放送協会　甲府放送局	コンテンツセンター長	加藤　千筆	400-8552	甲府市丸の内1-1-20	255-2119	R8.7.21
14	株式会社　山梨放送	報道制作局次長	石川　治	400-8525	甲府市北口2-6-10	231-3232	R8.7.21
15	株式会社　テレビ山梨	報道制作局長	駒沢　克昭	400-8570	甲府市湯田2-13-1	232-1111	R8.7.21
16	東日本電信電話株式会社山梨支店	支店長	五十嵐　塁	400-0013	甲府市朝気3-21-15	237-0554	R8.7.21
17	甲府市議会	議員	長沢　達也	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	237-5888	R8.7.21
18	甲府市議会	議員	山田　弘之	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	237-5888	R8.7.21
19	甲府市消防団	団長	川手　謙吾	400-0856	甲府市伊勢3-8-23	222-4119	R8.7.21
20	甲府市自治会連合会	理事	田中　敬二	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	235-1168	R8.7.21

別表第２表

水防管理団体及びその組織表

（１）広域消防本部の組織表

R6.4.１現在

番号	広域消防本部名	住　　所	電話番号	消防職員数	管　轄　区　域
1	甲府地区広域行政事務組合消　防　本　部	甲府市伊勢三丁目8-23	(222)-1190	75	
2	〃中　央　消　防　署	甲府市丸の内一丁目1-19	(254)-9119	87	南消防署及び西消防署管轄区域を除く区域
3	〃南　消　防　署	甲府市伊勢三丁目8-23	(233)-1490	111	甲府市伊勢、湯田、玉諸、国母、山城、大里、東、中道、上九一色地区、昭和町、中央市
4	〃西　消　防　署	甲斐市竜王 3314-1	(276)-3825	70	甲府市貢川、池田地区、旧敷島町、旧竜王町

（２）水防区域分担表

番号	水防管理団体名	指定・非指定の別	水防団（消防団）		所　轄　区　域	建設事務所水防支部名
			団　名	団員数		
1	甲府市	指定	甲府市消防団本　団	6	全域	中北
2	〃	〃	宮本分団	12	御岳、黒平、草鹿沢、猪狩、高	〃
3	〃	〃	能　泉	19	塔岩、竹日向、高成、川窪	〃
4	〃	〃	千代田	53	上帯那、下帯那、平瀬	〃
5	〃	〃	千　塚	24	千塚一、二、三、四、五丁目（1～12）、音羽、湯村一、二、三丁目（1～18）、富士見一、二丁目	〃
6	〃	〃	穴　切	18	宝一、二丁目、飯田一、二、三、四、五丁目、寿	〃
7	〃	〃	相　生	5	相生一、二、三丁目、若松、伊勢一丁目（1～6）、中央四（6～12）、五丁目（8）	〃
8	〃	〃	伊　勢	17	伊勢一（7～11）、二、三、四丁目、住吉本、住吉一、二、三、四、五丁目（6～16，19）	〃
9	〃	〃	山　城	100	増坪、小瀬、西油川、上今井、中、東下条、小曲、下鍛冶屋、落合、中小河原、下小河原、上、下今井、中小河原一丁目、住吉五丁目（1～6，16～25）	〃
10	〃	〃	池　田	33	中村、金竹、長松寺、新田、荒川一、二丁目、池田一、二、三丁目、下飯田一、二、三、四丁目、下河原、貢川一（1～3）、二丁目（1～4）	〃

番号	水防管理団体名	指定・非指定の別	水防団（消防団）		所　轄　区　域	建設事務所水防支部名
			団　名	団員数		
11	甲府市	指定	貢　川	18	上石田一、二、三、四丁目、下石田二丁目、貢川本町、徳行一、二、三、四、五丁目、富竹一、二、三、四丁目、貢川一（4～10）、二丁目（5～17）、高畑一、二丁目	中北
12	〃	〃	国　母	47	国母一～八丁目、高畑三丁目、上小河原、古上条、上条新居、後屋	〃
13	〃	〃	大　里	78	大里、西下条、大津、宮原、堀之内、高室	〃
14	〃	〃	相　川	98	上・下積翠寺、岩窪、古府中、西田、塚原、小松、和田（2007，2595～2911，2941～3931）、屋形一（2～4，6～8）、二、三丁目、大手一、二、三丁目	〃
15	〃	〃	朝　日	22	朝日二、三、五丁目、美咲一丁目、塩部一、二、三、四丁目	〃
16	〃	〃	新紺屋	13	北口一、二、三丁目、武田一、二、三丁目、四丁目、宮前、朝日一、四丁目、元紺屋、天神（1～8，13）	〃
17	〃	〃	富士川	11	愛宕、中央二、三、四（1，2，3，5）、五丁目（1～7）、東光寺一丁目（1-7～29）	〃
18	〃	〃	琢　美	7	城東一、二、三、四、五丁目、朝気一丁目（2，3）	〃
19	〃	〃	里　垣	27	東光寺、善光寺、酒折、東光寺一（1-1～6、30-34、2～12）、二、三丁目、善光寺一、三丁目、酒折一、二丁目、三丁目、砂田（1～10）	〃
20	〃	〃	甲　運	52	川田、和戸、桜井、横根、酒折二丁目	〃
21	〃	〃	玉　諸	65	蓬沢、西高橋、七沢、上阿原、向、蓬沢一丁目、国玉、里吉、里吉一、二、三、四丁目、砂田（11，12）	〃
22	〃	〃	湯　田	17	湯田一、二丁目、青沼三丁目、南口、幸、太田	〃
23	〃	〃	春　日	18	丸の内一、二、三丁目、中央一、四丁目（4）	〃
24	〃	〃	東	17	青沼一、二丁目、朝気一（1、4～14）、二、三丁目、青葉	〃
25	〃	〃	北　新	30	天神（9～12，14～18）、緑が丘一、二丁目、美咲二丁目、北新一、二丁目、屋形一丁目（1，5）、大和、和田（621～777，2421～2496，2563～2593，2912～2935）	〃
26	〃	〃	羽　黒	30	羽黒、山宮、千塚五丁目（13～15）、湯村三丁目（19～23，568～571）	〃
27	〃	〃	右左口	44	右左口町	〃
28	〃	〃	滝　川	17	中畑町、心経寺町、上向山町	〃
29	〃	〃	下向山	30	下向山町	〃
30	〃	〃	白井	18	白井町	〃
31	〃	〃	上曽根	44	上曽根町	〃
32	〃	〃	下曽根	26	下曽根町	〃
33	〃	〃	上九一色	17	古関町、梯町	〃
			計	1,033		

別表第３表

重要水防区域及び警戒箇所

（１）河川沿岸区域（国管理）

番号	図面対象番号	河川名	位置	左右岸別	延長（m）	重要度		理由
						階級	種別	
1	笛左Ｆ126-2	笛吹川	白井町 Ｆ126上56～Ｆ126上35	左	21	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
2	笛左Ｆ124-1	笛吹川	白井町 Ｆ126上35～Ｆ124	左	255	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
3	笛左Ｆ119-1	笛吹川	白井町 Ｆ124～Ｆ119	左	550	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
4	笛左Ｆ116-1	笛吹川	白井町 Ｆ119～Ｆ117上20	左	210	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
5	笛左Ｆ112-1	笛吹川	上曽根町 Ｆ117上20～Ｆ112下2	左	578	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
6	笛左Ｆ112-2	笛吹川	上曽根町　Ｆ112上69	左	1箇所	B	工作物	余裕高不足（中道橋）
7	笛左Ｆ110-1	笛吹川	上曽根町 Ｆ112下2～Ｆ110上32	左	208	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
8	笛左Ｆ109-1	笛吹川	上曽根町 Ｆ110上32～Ｆ109上90	左	52	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
9	笛左Ｆ106-1	笛吹川	上曽根町 Ｆ109上90～Ｆ106	左	414	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
10	笛左Ｆ106-2	笛吹川	下曽根町 Ｆ106～Ｆ106下50	左	50	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
11	笛左Ｆ95-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ106下50～Ｆ95	左	1167	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
12	笛左Ｆ95-2	笛吹川	下曽根町　Ｆ95上11	左	1箇所	B	工作物	余裕高不足(下曽根橋)
13	笛左Ｆ94-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ95～Ｆ94上57	左	59	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
14	笛左Ｆ93-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ94上57～Ｆ93上31	左	152	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
15	笛左Ｆ93-2	笛吹川	下曽根町 Ｆ93上31～Ｆ93	左	31	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
16	笛左Ｆ92-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ93～Ｆ92上78	左	28	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
17	笛左Ｆ91-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ92上78～Ｆ91	左	185	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
18	笛左Ｆ87-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ91～Ｆ87下51	左	548	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所

番号	図面対象番号	河川名	位置	左右岸別	延長(m)	重要度		理由
						階級	種別	
19	笛左Ｆ80-1	笛吹川	下曽根町 Ｆ87下51～Ｆ80	左	739	B	（重点） 越水（溢水）	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
20	笛右F115-1	笛吹川	白井町 F130下45.5～F115下58.5	右	1,629	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
21	笛右F113-1	笛吹川	落合町 F115下58.5～F113下73	右	245	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
22	笛右F112-1	笛吹川	落合町 F113下73～F112下73	右	123	B	越水（溢水） 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
23	笛右F112-2	笛吹川	落合町 F112上33	右	1箇所	B	工作物	中道橋
24	笛右F105-1	笛吹川	小曲町 Ｆ112下73～Ｆ105下53.5	右	768	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
25	笛右F103-1	笛吹川	小曲町 Ｆ105下53.5～Ｆ103上86	右	90	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
26	笛右Ｆ99-1	笛吹川	小曲町 Ｆ103上86～Ｆ99上79	右	444	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
27	笛右Ｆ99-2	笛吹川	西下条町　Ｆ99	右	1箇所	－	（重点）	堤防満杯流量の最も低い箇所
28	笛右Ｆ95-1	笛吹川	西下条町 Ｆ99上79～Ｆ95上108	右	409	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
29	笛右Ｆ94-1	笛吹川	西下条町　Ｆ94上78	右	1箇所	B	工作物	下曽根橋
30	笛右Ｆ86-1	笛吹川	大津町 F95上108～F86下58	右	1228	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
31	笛右Ｆ83-1	笛吹川	大津町 F86下58～F83下55	右	354	B	越水（溢水） 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所

（２）河川沿岸区域（県管理）

番号	河川名	位　　置	左右岸別	延長（m）	重要度		理由	水防倉庫
					階級	種別		
1	高倉川	城東五丁目　合流点上	左 右	100 100	b b	洗堀箇所	護岸洗堀	濁川水防倉庫 城東水防倉庫
2	〃	東光寺三丁目　北バイパス下流	左 右	300 300	b b	〃	〃	〃
3	藤川	中央三丁目　桃山橋上下	左 右	400 400	b b	堤体強度	護岸老朽	〃
4	〃	北口一丁目　三念坂橋上	左 右	70 70	b b	水衝箇所	〃	〃
5	〃	元紺屋町　北バイパス上下	左 右	300 300	a a	堤体強度	〃	〃
6	〃	古府中町　大泉橋上	左	35	a	堤防高	堤防高不足	〃
7	相川	朝日三丁目　上木戸橋下	左	120	a	堤体強度	堤防断面不足	長松寺水防倉庫
8	小湯川	飯田五丁目　相川合流点上	左 右	50 50	a a	堤防高	堤防高不足	〃
9	湯川	湯村三丁目　山の手通り上	右	25	a	洗堀箇所	護岸洗堀	羽黒水防倉庫
10	〃	湯村三丁目　庚申橋上	左 右	40 40	a a	〃	〃	〃
11	〃	湯村三丁目　宮平橋下	左 右	80 80	a a	〃	〃	〃
12	四分川	国母四丁目　卸売市場上	左 右	400 400	b b	堤防高	堤防高不足	中小河原水防倉庫
13	荒川	平瀬町　　万年橋下	左 右	550 300	b b	水衝箇所	護岸なし	羽黒水防倉庫
14	渋川	高室町　中央道下流	左 右	110 110	b b	堤防高	堤防高不足	中小河原水防倉庫
15	御岳川	御岳町金桜神社下	左 右	250 250	b b	堤体強度	一部護岸なし	羽黒水防倉庫
16	荒川	下飯田一・二丁目	右	300	b	堤防高	堤防高不足	長松寺水防倉庫
17	大円川	善光寺一丁目濁川合流点上流	左 右	300 300	a a	〃	排水不良	濁川水防倉庫 城東水防倉庫
18	流川	大津町中央道下流	左 右	500 500	a a	〃	〃	中小河原水防倉庫
19	湯川	湯村三丁目湯川橋上流	左 右	50 50	a a	〃	断面不足	羽黒水防倉庫
20	五割川	小瀬町小瀬新橋上流	左 右	800 800	a a	〃	〃	中小河原水防倉庫
21	間門川	上曽根町笛吹川合流点上	左 右	1,830 1,830	b b	堤体強度	護岸不完全	中道支所水防倉庫
22	七覚川	右左口町坂下橋下	左 右	90 100	b b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
23	滝戸川	上向山町公会堂上	左 右	15 10	a a	〃	〃	〃
24	〃	下向山町旧中道支所下	右	100	b	洗掘箇所	〃	〃
25	〃	上向山町元佐久役場上	左	20	b	堤体強度	護岸老朽	〃
26	西川	中畑町広域農道下	左 右	150 100	b b	堤防高	堤防高不足	〃
27	心経寺川	心経寺町寺下	左 右	10 20	a a	水衝箇所	護岸洗掘	〃
28	稲川	下向山町佐久墓地上	右	150	b	堤防高	堤防高不足	〃
29	宮沢川	右左口町県道113号（甲府精進湖線）赤坂橋の下流	左 右	30 30	a a	堤防高	堤防高不足	中道支所水防倉庫

番号	河川名	位　　置	左右岸別	延長（m）	重要度		理由	水防倉庫
					階級	種別		
30	宮沢川	右左口町合流点上	左 右	1,500 1,500	b b	堤体強度	護岸不完全	中道支所水防倉庫
31	七覚川	右左口町七覚岩窪橋	右	25	b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
32	七覚西川	右左口町七覚合流点上	左 右	150 150	b b	洗掘箇所	〃	〃
33	間門川	下曽根町中央道下	左 右	350 290	a a	堤防高	堤防高不足	〃
34	芦川	梯町梯橋上	左 右	400 500	a a	堤防高	堤防高不足	上九一色水防倉庫
35	〃	梯町新井橋上	右	300	a	〃	〃	〃
36	鎌田川	大津町地内	左 右	1箇所	b	工作物（橋梁）	流水疎通障害 大津西橋	中小河原水防倉庫
37	高倉川	城東五丁目地内	左 右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 国道411号	濁川水防倉庫
38	湯川	湯村三丁目地内	左 右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 山の手通り	羽黒水防倉庫
39	〃	〃	左 右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 庚申橋	〃
40	〃	〃	左 右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 宮平橋	〃
41	〃	〃	左 右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 湯川橋	〃

（3）貯水池等

番号	名　称	所　在　地	危険が予想される箇所			水防団 (消防団)	備　考
			部　分	危険種別	応急措置		
1	竜が池	古府中町	堤頂長382m	溢　水 (一部決壊)	早急避難	相川	
2	岩窪堀	岩窪町	堤頂長154m	〃	〃	〃	
3	日影堀	和田町	堤頂長193m	〃	〃	〃	
4	西耕地溜池	古府中町町	堤頂長181m	〃	〃	〃	
5	丸山溜池	下帯那町	堤頂長140m	〃	〃	千代田	
6	大正池	上帯那町	堤頂長89m	〃	〃	〃	
7	昭和池	上帯那町	堤頂長88m	〃	〃	〃	
8	荒居溜池	下帯那町	堤頂長63m	〃	〃	〃	
9	仮宿溜池	下帯那町	堤頂長73m	〃	〃	〃	
10	白井溜池	白井町	堤頂長251m	〃	〃	白井	

（4）山地災害危険地（崩壊土砂流出危険地区）一覧表

番号	位　置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
1	羽黒町	有	無	無	2.00	無	91				5	その他
2	〃	有	無	有	2.30	無	102				2	その他
3	和田町	有	無	無	12.00	一部概成	186				4	県道
4	塚原町	有	無	無	10.00	一部概成	280				5	県道
5	下積翠寺町	無	有	無	3.68	無	202				2	県道
6	上積翠寺町	有	無	無	2.00	一部概成		13			1	県道
7	〃	有	無	無	3.00	一部概成		27			4	県道
8	〃	有	無	無	5.10	一部概成		13			1	県道
9	〃	有	無	無	2.00	一部概成		29			1	県道
10	下積翠寺町	無	無	無	18.00	一部概成	586				13	県道
11	岩窪町	無	無	無	2.42	一部概成	73				3	県道
12	善光寺町	無	無	無	11.00	一部概成	93				3	その他
13	〃	有	無	無	29.00	一部概成		38			1	その他
14	横根町	有	無	無	4.91	無				4		その他
15	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成				3		県道
16	〃	有	無	無	6.00	無			7		2	その他
17	上帯那町	有	無	無	1.00	無		22			2	その他
18	〃	有	無	無	5.00	一部概成		11			1	林道
19	〃	有	無	無	7.00	一部概成	53				5	その他
20	下帯那町	有	無	無	4.00	一部概成	67				6	その他
21	平瀬町	有	有	無	5.00	一部概成	56				4	県道
22	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成		28			4	県道
23	上帯那町	有	無	有	28.00	無		12				県道
24	竹日向町	有	無	無	11.54	一部概成			6		1	県道
25	高成町	有	無	無	2.00	一部概成				2		県道
26	〃	有	無	無	1.77	一部概成				2		県道
27	上帯那町	有	無	無	10.84	一部概成		10				県道
28	猪狩町	有	無	無	3.00	一部概成						県道
29	高成町	有	無	無	4.00	無		11			1	県道
30	猪狩町	有	無	無	12.00	一部概成				2	3	県道
31	川窪町	有	無	無	50.00	無				2	6	県道
32	上帯那町	有	無	無	96.00	一部概成						県道
33	〃	有	無	無	2.00	一部概成						林道
34	〃	有	無	無	4.05	一部概成						林道
35	御岳町	有	無	無	53.00	一部概成						林道
36	〃	有	無	無	2.27	一部概成					1	林道
37	〃	有	無	無	1.00	一部概成				4	1	林道

番号	位　置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
38	黒平町	有	無	無	2.00	一部概成			7			林道
39	〃	有	無	無	16.81	一部概成					1	林道
40	御岳町	有	無	無	3.00	無						林道
41	〃	有	有	無	3.00	一部概成						林道
42	高町	有	無	無	2.16	一部概成				2	4	県道
43	御岳町	無	無	無	21.00	一部概成				2	5	県道
44	〃	有	無	無	6.00	一部概成			8		1	県道
45	草鹿沢町	有	無	無	4.62	一部概成				2		県道
46	〃	有	無	無	6.00	無		10			1	県道
47	〃	有	有	無	1.00	無						県道
48	〃	有	無	無	0.74	一部概成				2		県道
49	御岳町	有	無	無	19.00	一部概成				3	4	県道
50	猪狩町	有	無	無	5.00	無		10			5	県道
51	上向山町	無	無	無	0.13	無	52				4	国道
52	〃	無	無	無	1.95	無						県道
53	心経寺町	有	無	無	2.72	一部概成		12			2	その他
54	中畑町	無	無	無	3.00	一部概成		30			2	国道
55	〃	有	無	無	4.47	一部概成		11				国道
56	右左口町	有	無	無	10.99	一部概成	91				5	国道
57	中畑町	有	無	有	1.39	無		14				国道
58	右左口町	無	無	無	12.00	無	51				2	国道
59	〃	有	無	無	2.74	一部概成		33			2	その他
60	〃	有	無	無	0.85	一部概成		13				県道
61	梯町	有	無	無	5.63	一部概成		18				国道
62	古関町	有	無	無	52.00	無				2		国道
63	〃	有	無	無	38.00	無		11			6	国道
64	〃	有	無	無	3.00	一部概成		17			2	国道
65	〃	有	無	無	6.21	一部概成		17			2	国道
66	〃	有	無	無	7.00	一部概成		29			7	国道
67	〃	有	無	無	2.73	一部概成		28			7	国道
68	〃	無	無	無	2.36	無		10				国道
69	〃	有	無	無	10.00	一部概成	56				1	国道
70	梯町	無	無	無	6.00	無		35			4	国道
71	〃	有	無	無	29.00	一部概成		21			1	国道
72	〃	無	無	無	11.00	無		19			1	国道
73	〃	有	無	無	6.00	一部概成		27			1	県道
74	〃	有	無	無	2.14	一部概成		12				県道
75	〃	有	無	無	2.39	一部概成		25			1	県道

番号	位　置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
76	古関町	有	無	無	4.00	一部概成		14				国道
77	〃	有	無	無	1.93	一部概成		16			2	国道
78	〃	有	無	無	3.00	一部概成		17			2	国道
79	上帯那町	有	無	無	3.00	無		20			2	その他
80	高成町	有	無	無	0.74	一部概成						県道
81	〃	有	無	無	7.00	一部概成		12				県道
82	黒平町	有	無	無	7.00	一部概成						林道
83	高町	有	無	無	78.00	無				3	5	県道
84	心経寺町	有	無	無	1.98	一部概成			9		2	林道
85	〃	有	無	無	1.08	一部概成		11			2	その他
86	〃	有	無	無	3.92	一部概成			6		1	その他
87	上積翠寺町	有	無	無	7.00	一部概成		25			2	県道
88	下向山町	有	有	無	1.00	一部概成	52				3	国道
89	平瀬町	有	無	無	0.57	一部概成						県道
90	上帯那町	有	無	無	1.00	一部概成					2	県道
91	〃	有	無	無	7.40	無						林道
92	〃	有	無	無	6.00	一部概成						林道
93	黒平町	有	無	無	10.00	無						林道
94	〃	有	無	無	0.47	無					1	林道
95	高町	有	無	無	7.00	無						林道
96	下積翠寺町	無	無	無	4.00	無	80				1	県道

（５）土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧表

令和６年３月３１日現在

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
1	急傾斜地の崩壊	黒平	黒平町	平成１９年８月２日	○
2	〃	高-1	高町		○
3	〃	高-2			○
4	〃	高-3			○
5	〃	御岳-1	御岳町		○
6	〃	御岳-2			○
7	〃	御岳-3			
8	〃	御岳の2-1			○
9	〃	御岳の2-2			○
10	〃	御岳の2-3			○
11	〃	御岳の2-4			○
12	〃	御岳の2-5			○
13	〃	御岳の2-6			○
14	〃	御岳の2-7			○
15	〃	猪狩-1	猪狩町		○
16	〃	猪狩-2			○
17	〃	猪狩の2			○
18	〃	猪狩の3-1			○
19	〃	猪狩の3-2			
20	〃	高成-1	高成町		○
21	〃	高成-2			○
22	〃	高成-3			○
23	〃	竹日向	竹日向町		○
24	〃	竹日向の2			○
25	〃	平瀬	平瀬町		○
26	〃	草鹿沢Ⅱ-1	草鹿沢町		○
27	〃	草鹿沢Ⅱ-2			
28	〃	草鹿沢Ⅱの2			○
29	〃	草鹿沢Ⅱの3			○
30	〃	御岳Ⅱ-1	御岳町		○
31	〃	御岳Ⅱ-2			○
32	〃	御岳Ⅱ-3			○
33	〃	御岳Ⅱ-4			○
34	〃	猪狩Ⅱ-1	猪狩町		○
35	〃	高成Ⅱ	高成町		○
36	〃	草鹿沢Ⅲ	草鹿沢町		○
37	〃	御岳Ⅲ	御岳町		○
38	〃	川窪Ⅲ	川窪町		○

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
39	急傾斜地の崩壊	高成Ⅲ	高成町	平成１９年８月２日	○
40	〃	平瀬Ⅲ	平瀬町		○
41	〃	朝日	上曽根町	平成２１年３月２日	○
42	〃	役場前・佐久Ⅱ	下向山町		○
43	〃	松本			○
44	〃	諏訪腰・諏訪腰Ⅱ	中畑町		○
45	〃	心経寺-1	心経寺町		○
46	〃	心経寺-2			○
47	〃	心経寺の2			
48	〃	前田保	右左口町		○
49	〃	松本Ⅱ	下向山町		○
50	〃	居村Ⅱ	中畑町		
51	〃	居村Ⅱの2			○
52	〃	心経寺Ⅱ	心経寺町		○
53	〃	七覚上Ⅱ	右左口町		○
54	〃	七覚上Ⅱの2			○
55	〃	七覚上Ⅱの3			○
56	〃	上宿Ⅱ			○
57	〃	諏訪腰の2	中畑町		○
58	〃	井野	梯町		○
59	〃	井野の2			○
60	〃	新井	古関町		○
61	〃	飯田-1			○
62	〃	飯田-2			○
63	〃	上平-1			○
64	〃	上平-2			○
65	〃	平川-1			○
66	〃	平川-2			○
67	〃	本郷			○
68	〃	平川の2			○
69	〃	入野			○
70	〃	本郷Ⅱ	梯町		○
71	〃	戻新井Ⅱ	古関町		○
72	〃	本郷Ⅱの2			○
73	〃	平川Ⅱ			○
74	〃	本郷Ⅲの2			○
75	〃	羽黒-1	羽黒町	平成２２年５月３１日	○
76	〃	羽黒-2			
77	〃	羽黒の2			○

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
78	急傾斜地の崩壊	小松町	和田町	平成２２年５月３１日	○
79	〃	和田町-1			○
80	〃	和田町-2			○
81	〃	和田町-3			○
82	〃	和田町の2			○
83	〃	湯村	湯村		○
84	〃	湯村の2-1			○
85	〃	湯村の2-2			○
86	〃	湯村の2-3			○
87	〃	湯村の2-4			○
88	〃	湯村の3-1			○
89	〃	湯村の3-2			○
90	〃	湯村の3-3			○
91	〃	湯村の3-4			○
92	〃	湯村の3-5			○
93	〃	上積翠寺町-1	上積翠寺町		○
94	〃	上積翠寺町-2			○
95	〃	上積翠寺町-3			○
96	〃	上積翠寺町-4			○
97	〃	上積翠寺町-5			○
98	〃	上積翠寺町の2 上積翠寺町の4			○
99	〃	上積翠寺町の3-1			○
100	〃	上積翠寺町の3-2 上積翠寺の5-1			○
101	〃	上積翠寺町の5-2			
102	〃	上積翠寺町の5-3			○
103	〃	岩窪2丁目	岩窪町		○
104	〃	古府中2丁目	古府中町		○
105	〃	山宮	山宮町		○
106	〃	善光寺町Ⅱ	善光寺町		○
107	〃	善光寺町Ⅱの2			○
108	〃	元紺屋町Ⅱ	愛宕町		○
109	〃	愛宕町			○
110	〃	愛宕町Ⅱ			○
111	〃	横根町Ⅱ	横根町		○
112	〃	東光寺３丁目-1	東光寺		○
113	〃	東光寺３丁目-2			○
114	〃	東光寺町	東光寺町		○

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
115	急傾斜地の崩壊	愛宕町Ⅱの2	東光寺町		○
116	〃	酒折町Ⅱ	酒折町	平成２２年５月３１日	○
117	〃	酒折町Ⅱの2			
118	〃	黒平の2	黒平町		○
119	〃	黒平の3			○
120	〃	黒平の4			○
121	〃	黒平の5			○
122	〃	黒平の6			○
123	〃	黒平の7			○
124	〃	黒平の8			○
125	〃	黒平の9			○
126	〃	草鹿沢	草鹿沢町		○
127	〃	高の2	高町		○
128	〃	高の3			○
129	〃	高成の2	高成町		○
130	〃	高成の3			○
131	〃	高成の4			○
132	〃	高成の5			○
133	〃	高成の6			○
134	〃	高成の7			○
135	〃	高成の8			○
136	〃	高成の9		令和5年9月7日	○
137	〃	高成の10			○
138	〃	高成の11			○
139	〃	高成の12			○
140	〃	上帯那	上帯那町		○
141	〃	上帯那の2			○
142	〃	上帯那の3			○
143	〃	上帯那の4			○
144	〃	下帯那	下帯那町		○
145	〃	下帯那の2			○
146	〃	平瀬の2	平瀬町		○
147	〃	平瀬の3			○
148	〃	平瀬の4			○
149	〃	平瀬の5			○
150	〃	平瀬の6			○
151	〃	平瀬の7			○
152	〃	平瀬の8			○
153	〃	平瀬の9			○
154	〃	平瀬の10			○

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
155	〃	平瀬の11	平瀬町	令和5年9月7日	○
156	〃	平瀬の12			○
157	〃	平瀬の13			○
158	〃	平瀬の14			○
159	土石流	猪狩沢	猪狩町	平成１９年８月２日	○
160	〃	猪狩沢の1			
161	〃	牛芳窪沢川			○
162	〃	御岳下沢	御岳町		○
163	〃	太刀岡沢	草鹿沢町		○
164	〃	太刀岡北沢			○
165	〃	草鹿沢			
166	〃	御岳沢	御岳町		○
167	〃	高町沢	高町		○
168	〃	寒沢川	黒平町		○
169	〃	ホソオ沢-1			○
170	〃	ホソオ沢-2			○
171	〃	石堂沢			○
172	〃	尾の内沢川			
173	〃	高成川	高成町		
174	〃	櫟平沢-1			
175	〃	櫟平沢-2			○
176	〃	妙がの窪沢			○
177	〃	竹日向沢	竹日向町		○
178	〃	日向沢			
179	〃	塔岩沢	平瀬町		
180	〃	帯那川-1	下帯那町		
181	〃	帯那川-2			○
182	〃	上帯那北沢	上帯那町		○
183	〃	幕岩沢			○
184	〃	上帯那川			○
185	〃	不動沢穴口沢			○
186	〃	上帯那川の2-1			○
187	〃	上帯那川の2-2			○
188	〃	堂の山沢	下帯那町		○
189	〃	堂の山沢の2			
190	〃	女沢	下向山町	平成２１年３月２日	○
191	〃	横手川	心経寺町		○
192	〃	心経寺川			○
193	〃	草里川			
194	〃	不動河原川			

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
195	土石流	滝戸川	心経寺町		
196	〃	中畑西川	中畑町		
197	〃	牛の田上川			○
198	〃	宮沢川	右左口町		
199	〃	古宿川			
200	〃	山の神川			
201	〃	七覚川			
202	〃	田園川-1			○
203	〃	田園川-2			○
204	〃	田園川-3			○
205	〃	七覚西川-1			○
206	〃	七覚西川-2			○
207	〃	七覚西川-3			○
208	〃	洞西川			○
209	〃	岩窪沢			○
210	〃	西の沢の2	下曽根町	平成２１年３月２日	○
211	〃	女沢の2			○
212	〃	別所川	上向山町		○
213	〃	宮沢	梯町		○
214	〃	井野川	古関町		
215	〃	若宮川			○
216	〃	飯田沢			
217	〃	御奄沢			○
218	〃	寺川の1			○
219	〃	鰍つくりの沢			○
220	〃	寺川			
221	〃	横沢			○
222	〃	白沢			○
223	〃	大沢-1	梯町		○
224	〃	大沢-2			○
225	〃	熊穴沢川			○
226	〃	湯川西沢	羽黒町	平成２２年５月３１日	○
227	〃	湯川			
228	〃	下湯川			○
229	〃	西沢川	和田町		○
230	〃	村の内沢			○
231	〃	西川	塚原町		○
232	〃	金子沢-1			
233	〃	金子沢-2			

番号	自然現象の種類	区域名	位　　置	告示日	特別警戒区域を含む区域
234	土石流	不動沢川	塚原町		○
235	〃	下不動沢川			○
236	〃	下梅沢	下積翠寺町		○
237	〃	梅沢			○
238	〃	上梅沢			○
239	〃	梓川			
240	〃	南梅沢			○
241	〃	西沢川	上積翠寺町		○
242	〃	相川-1		平成２２年５月３１日	○
243	〃	相川-2			○
244	〃	相川-3			
245	〃	東西沢			○
246	〃	まむし沢	岩窪町		○
247	〃	西高倉川	善光寺町		○
248	〃	高倉川			○
249	〃	大円川			○
250	〃	大山沢川	横根町		
251	〃	寒沢川の2	黒平町		○
252	〃	寒沢川の3	黒平町	令和5年9月7日	○
253	〃	妙がの窪沢の2	高成町		○
254	地滑り	洞-1	上積翠寺町		
255	〃	洞-2			
256	〃	湯村-1	湯村		
257	〃	湯村-2		平成２２年５月３１日	
258	〃	湯村-3			
259	〃	湯村-4			
260	〃	湯村-5			
261	〃	東山	東山	令和3年2月1日	
262	〃	小平沢	小平沢		

別表第４表

重要水防区域の重要度の評定基準〔国〕

種別	重要度		要注意区間
	(A) 水防上最も重要な区間	(B) 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えれれる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えれれる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗屈されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置してある箇所。

重要水防区域の重要度の評定基準〔山梨県〕

種別	基	準
	最も重要な区間（ａ）	次に重要な区間（ｂ）
堤防高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
堤体強度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合。	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後3年未満の場合、あるいは堤防断面がやや不足している場合。
水衝箇所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの決壊等の実績があるもの、天然河岸で浸食甚だしく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないもの、天然河岸で侵食されているもの。
洗堀箇所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの。	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの。
漏水箇所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの。	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの。
工事施行箇所	樋門，樋管等が施工中のもので堤防を横断して開削している場合。	堤防を横断し堤防高を開削して工事を施行したもので、工事完了後一年未満のもの。
被災箇所	過年度に被災し，出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの。	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので、査定時の緊急順位がCに該当するもの。
工作物	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずるおそれがある箇所。（堤防区間） 樋門、樋管等の堤防横断工作物で、老朽化が著しく沈下、漏水等により被害が生ずる恐れがある箇所。	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある箇所。（堀込区間）

別表第５表

ダム・水こう門管理者名簿３－１

（令和６年度）

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
荒川	西下条せぎ	大里町	西下条町水利組合 （西下条町自治会 土木部長）	三神 貴弘	400-0054 西下条町	
			西下条町自治会	新田 健児	400-0054 西下条町	
荒川	東下条せぎ	中町	東下条農事組合	内田 操	400-0843 東下条町	
荒川	下今井せぎ	上今井町	下今井農事組合	越石 敏男	400-0842 下今井町	
荒川	中町せぎ	中町	中町農事組合	前原 まさし	400-0844 中町	
荒川	中条せぎ	大里町	中条自治会環境部	浅野 重文	400-0053 大里町	
荒川	小瀬せぎ	住吉二丁目	小瀬農事組合	波切 和也	400-0836 小瀬町	
			上今井農事組合	越石 敏秋	400-0845 上今井町	
荒川	住吉第一せぎ	相生三丁目	下小河原水利組合	倉金 幸広	400-0831 上町	
				松島 宏	400-0851 住吉四丁目	
				内藤 雄睦（タケノブ）	400-0068 下小河原町	
荒川	住吉第二せぎ	伊勢二丁目	中小河原農事組合	堤 一洋	400-0855 中小河原一丁目	
				坂本 達哉	400-0855 中小河原町	
荒川	三ッ水門	相生三丁目	三ッ水門水利組合	松木 強	400-0827 蓬沢一丁目	
			甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２９８－４８３６
荒川	池田第一せぎ （池田第二・三せぎ）	荒川二丁目	池田水利組合	岡部 武久	400-0061 荒川一丁目	
荒川	呑川せぎ	山宮町	千塚水利組合	西山 敏人	400-0074 千塚一丁目	
荒川	塩部せぎ	山宮町	山宮水利組合	~~興石 宣豊~~	~~400-0075 山宮町~~	
				西山 敏人	400-0074 千塚一丁目	
荒川	谷下せぎ ﾔﾉｼﾀ	平瀬町	平瀬町上野自治会	石橋 晴夫	400-0083 平瀬町	
荒川	平瀬せぎ	平瀬町	平瀬町平瀬自治会	末木 鋼治	400-0083 平瀬町	
荒川	新田せぎ ｼﾝﾃﾞﾝ	平瀬町	平瀬町平瀬自治会	末木 鋼治	400-0083 平瀬町	
濁川	玉諸排水機場 〔右岸側〕	蓬沢町	蓬沢町自治会	諏訪田 博	400-0827 蓬沢一丁目	
	〔左岸側〕	西高橋町	西高橋町自治会	内藤 周夫	400-0826 西高橋町	
濁川	国里橋下逆止門	国玉町	西高橋町自治会	内藤 周夫 ⇒ 連絡不要 《 別に連絡する 》	400-0826 西高橋町 道路河川課対応	
平等川	雑子せぎ	川田町	差出堰土地改良区	出月 正仁	400-0812 和戸町	
平等川	向せぎ	向町	向町自治会	小池 一男	400-0813 向町	
平等川	近津用水 （転倒ゲート等）	川田町	近津用水利組合	土屋 直	400-0811 川田町	
				広瀬 和人	400-0812 和戸町	
平等川	増坪せぎ	増坪町	六ケ村水利組合	深澤 昭二	400-0836 小瀬町	
蛭沢川	落合せぎ （大町用水）	落合町	落合農事組合	大森 由彦	400-0835 下鍛冶屋町	
四分川	四分川 逆水防止樋門	大里町 （荒川合流部）	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２３７－５８４２
四分川	牛の宮上堰	大里町	二日市場南農事組合	横内 優	400-0053 大里町	
四分川	牛の宮下堰	大里町	〃	〃	〃	〃

ダム、水こう門管理者名簿 3－2

（ 令和６年度 ）

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
貢川	第一起伏せぎ	上石田一丁目	上石田（第一）農事組合	中澤 貴三男	400-0048 貢川本町	
貢川	第二起伏せぎ	上石田一丁目	高畑（北部）農事組合	塩澤 政幸	400-0042 高畑一丁目	
貢川	新田第二せぎ	新田町	下飯田第一農事組合	正治 秀樹	400-0064 下飯田四丁目	
貢川	新田第一せぎ	新田町	新田農事組合	塩野 孝春	400-0066 新田町	
貢川	十二代第二せぎ	貢川二丁目	下河原農事組合	花形 満寛	400-0065 貢川二丁目	
湯川	鳥の木せぎ	湯村三丁目	湯村農事組合	三浦	400-0073 湯村三丁目	
湯川	湯川せぎ	湯村温泉街	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２９８－４８３６
流川	流川第一せぎ	大津町	大津（北）農事組合	伊藤 弘（ヒロム）	400-0055 大津町	
		〔苗間〕	大津（東）農事組合	内海 幸子	400-0055 大津町	
		〔刑務所西〕	大津（西）農事組合	渡辺 恭成	400-0055 大津町	
流川	流川第二せぎ	大里町	堀之内自治会 土木部長	上野 和広		
				→ 上下水道局 工務部 水道課		内線86-234
鎌田川	桜せぎ	宮原町	〃	〃	〃	
鎌田川	三分一せぎ	堀之内町	〃	〃	〃 竜頭せぎに統合されているため削除	
鎌田川	竜頭せぎ	大里町	窪中島自治会 土木部長	サトウ	400-0053 大里町	
帯那川	丸山溜池	下帯那町	荒川沿岸用水利用組合	山梨県 耕地課	400-8501 丸の内一丁目６－１	
				→ 連絡不要	副主幹 鷲尾 久美子	２２３－１６２６
帯那川	昭和池	上帯那町	帯那土地改良区	（理事長）末木 正三	400-0081 上帯那町	
				末木 幹男	400-0081 上帯那町	
帯那川	大正池	上帯那町	〃	（理事長）末木 正三	400-0081 上帯那町	
				山本（ヤマモト） 今朝文（ケサフミ）	400-0081 上帯那町	
帯那川	仮宿溜池	下帯那町	〃	（理事長）末木 正三	400-0081 上帯那町	
				竹川（タケカワ） 正一（ショウイチ）	400-0082 下帯那町	
帯那川	荒井溜池	下帯那町	〃	（理事長）末木 正三	400-0081 上帯那町	
				久保田（クボタ） 久富（ヒサトミ）	400-0082 下帯那町	
相川支流	和田第三溜池	和田町	和田町貯水池管理組合	山村 武敏	400-0001 和田町	
				→ 連絡不要（別に連絡する）		090-1708-4934
相川支流	和田第二溜池	和田町	〃	〃	〃 ため池として機能していない為、削除	
相川	西耕地溜池	古府中町	西耕地溜池維持管理組合	数野 忠雄	400-0014 古府中町	
相川	竜華池	古府中町	相川土地改良区	中澤 千尋	400-0003 塚原町	
相川	松木堀	屋形三丁目	〃	〃	〃	
相川	岩窪溜池	岩窪町	〃	〃	〃	
沼川	沼川逆水防止樋門	国母二丁目 （荒川合流部）	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２３７－５８４２
小松田川	~~サイゼリア南１~~ オギノ上下流	~~徳行二丁目~~ 国母一丁目	下石田農事組合 ・土木部長	長田 敦 大間 茂	400-0043 国母一丁目 400-0043 国母一丁目	

ダム・水こう門管理者名簿 3－3

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
芋沢川	城の越用水	上曽根町	城の越用水組合	下区自治会長 荒井 智	400-1501 上曽根町	
芋沢川	久保田用水	上曽根町	久保田用水組合	〃	〃	
笛吹川	上曽根揚水機場	上曽根町	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目１８－１ 休止	２９８－４８３６
笛吹川	白井河原樋門	白井町	甲府市	〃	〃 休止	〃
境川	白井溜池	白井町	南耕地水利組合	川窪 晃己	400-1502 白井町	
間門川	柏排水機場	下曽根町	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２９８－４８３６
滝戸川	松本第一用水	下向山町	松本第一用水組合	松本自治会長 田中 紀雄	400-1507 下向山町１９４８	
滝戸川	松本第二用水	下向山町	松本第二用水組合	〃	〃	
滝戸川	一の出用水	下曽根町	一の出用水組合	下曽根東自治会長 川口 照明	400-1508 下曽根町	
下曽根川	下曽根西耕地樋門	中央市高部	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目１８－１	２３７－５８４２

別表第６表

水防倉庫一覧表

番号	名称	所　在　地　（地 番）	延床面積(㎡)	河川名	管理者	備考
1	長松寺水防倉庫	甲府市 飯田５丁目１２１－１地先	14.6	荒川	甲府市長	
2	中小河原水防倉庫	甲府市 中小河原２丁目７６５－９	38.9	〃	〃	
3	伊勢水防倉庫	甲府市 伊勢４丁目２０８８－１５	23.4	〃	〃	
4	濁川水防倉庫	甲府市 酒折１丁目９２４－２地先	38.9	濁川	〃	
5	住吉水防倉庫	甲府市 住吉４丁目１７４４－５地先	15.6	〃	〃	
6	羽黒水防倉庫	甲府市 羽黒町１７５－２	38.9	湯川	〃	
7	城東水防倉庫	甲府市 城東５丁目４２３－１	10.6	高倉川	〃	
8	中道水防倉庫	甲府市 下向山町１５２３	61.9	滝戸川	〃	
9	上九一色水防倉庫	甲府市 古関町３４２７	67.9	芦川	〃	

水防資材・器材数量表

番号	名　　称	単位	数　量	内　訳							
				長松寺水防倉庫	濁　川水防倉庫	中小河原水防倉庫	羽　黒水防倉庫	伊　勢水防倉庫	住　吉水防倉庫	城　東水防倉庫	中　道水防倉庫	上九一色水防倉庫
1	ビニール袋	袋	4,500	200	2,000	600	600	400	200	0	200	300
2	砂入りビニール土のう	袋	19,050	150	2,700	4,500	3,300	500	500	900	5,000	1,500
3	スコップ	丁	141	120	13	2	1	1	1	1	1	1
4	ツルハシ	丁	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
5	カッター	丁	5	1	1	0	1	0	0	1	0	1
6	ハンマー	丁	8	1	1	1	1	1	1	1	0	1
7	木づち	丁	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
8	一輪車	台	11	4	0	1	1	1	1	1	1	1
9	丸太	本	45	22	0	1	0	0	0	0	22	0
10	鉄くい	本	127	127	0	0	0	0	0	0	0	0
11	鉄線	ｋｇ	41	40	0	0	0	1	0	0	0	0
12	蛇籠	本	639	639	0	0	0	0	0	0	0	0
13	照明具	灯	10	1	1	1	1	2	1	1	1	1

別表第７表

異常気象時における道路通行規制区間及び基準

1　一般国道

路線名	管理事務所	（電話番号）	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
国道358号	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市梯町字割畑（梯PA）～甲府市右左口町字城越（甲府精進湖線分岐）	5.7	連続雨量150mm以上	土砂崩落 路肩欠壊 沢崩れ
国道358号	富士・東部建設事務所 吉田支所 中北建設事務所	0555-24-9087 055-224-1667	南都留郡富士河口湖町精進字卯当沢～甲府市古関町字平川（古関PA）	5.9	連続雨量150mm以上	土砂崩落 落石

2　主要地方道

路線名	管理事務所	（電話番号）	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
甲府昇仙峡線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市下帯那町河方～甲府市竹日向羅漢尻（ｸﾞﾘｰﾝﾗｲﾝ県営駐車場）	3.7	連続雨量100mm以上	落石 土砂崩落
甲府昇仙峡線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市高成町(覚円隧道南)～甲府市高成町(仙娥滝隧道北)	0.9	連続雨量100mm以上	〃
甲府山梨線	中北建設事務所 峡東建設事務所	055-224-1667 0553-20-2734	甲府市上積翠寺町洞（集落上）～山梨市切差字戸市	3.3	連続雨量100mm以上	土砂崩落 路肩欠壊
笛吹市川三郷線	峡東建設事務所 中北建設事務所	0553-20-2734 055-224-1667	笛吹市芦川町中芦川（芦川支所前）～甲府市古関町平川（芦川大橋）	5.9	連続雨量80mm以上	落石

3　一般県道

路線名	管理事務所	（電話番号）	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
天神平甲府線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市下帯那町（千代田湖）～甲府市和田町（峠下）	2.5	連続雨量150mm以上	落石 土砂崩落
川窪猪狩線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市川窪町（荒川大橋東詰）～甲府市猪狩町（新静観橋）	3.1	連続雨量80mm以上	〃
甲府精進湖線	中北建設事務所 富士・東部建設事務所 吉田支所	055-224-1667 0555-24-9087	甲府市古関町平川（永泰橋）～南都留郡富士河口湖町精進（精進峠）	6.8	連続雨量80mm以上	落石 路肩欠壊 土砂崩落
甲府精進湖線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市右左口町字宿（国道358号分岐）～甲府市梯町	8.3	連続雨量40mm以上	路肩欠壊 土砂崩落 沢崩れ

別表第８表

雨量観測所一覧表

（１）甲府市内にある県所管の雨量観測所　　令和５年4月1日現在

番号	観測所名	観測場所	観測者	備考
1	中北建設事務所	甲府市貢川2丁目81番1	中北建設事務所	
2	梓　川　沢	甲府市上積翠寺字別府45番3	〃	
3	善　光　寺	甲府市善光寺町字板垣3275番6	〃	
4	右左口峠	甲府市梯町字日向山1186番1	〃	
5	沼　　川	甲府市高畑3丁目665番1	〃	
6	四　分　川	甲府市大里町字東耕地3131番5地先	〃	
7	間　門　川	甲府市下曽根町字一丁田1517番2	〃	
8	下　曽　根	甲府市下向山町字松本1987番1	〃	

（２）甲府市所管の雨量観測計設置場所

番号	施設名	設　置　場　所	観測者	電話番号
1	甲府地区消防本部	伊勢三丁目8－23	消防本部指令課員	(222)1190

別表第９表

水位観測所一覧表

令和５年4月1日現在

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄建設事務所	水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	氾濫危険（危険）	計画高水位
1	相　川	相川三之橋	飯田5丁目661番1地先	中北建設事務所	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
2	荒　川	荒　川	飯田5丁目657番1地先	〃	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
3	大円川	大円川	善光寺1丁目1253番1地先	〃	1.50	2.60	—	—	—
4	濁　川	濁　川	善光寺1丁目1253番1地先	〃	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
5	四分川	四分川	大里町3131番5地先	〃	0.80	1.30	—	—	—
6	沼　川	沼　川	高畑3丁目665番1	〃	0.80	1.40	—	—	—
7	鎌田川	鎌田川	中央市藤巻字東河原2863番	中北建設事務所	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
8	境　川	境川橋	笛吹市境川町三椚字堀向715番地先	峡東建設事務所	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
9	滝戸川	下曽根	下向山町1987番1地先	中北建設事務所	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
10	渋　川	渋　川	白井町1477番	峡東建設事務所	1.40	2.40	—	—	—
11	間門川	間　門	下曽根1527番2	中北建設事務所	0.60	1.00	—	—	—
12	貢　川	貢　川	貢川2丁目81番1地先	中北建設事務所	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90

（ダム関係）

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄建設事務所	管理者
1	荒川	万年橋	平瀬字目黒	荒川ダム	山梨県
2	荒川	金石橋	甲斐市牛句	〃	〃
3	荒川	二川橋	西下条	〃	〃

危機管理型（簡易型）水位計

番号	河川名	設置箇所	所管事務所
1	濁　川	国玉町1088-1地先（国里橋）	中北建設事務所
2	〃	相生2丁目160番地先（三吉橋）	〃
3	流　川	大津町1419-1地先（大津橋）	〃
4	湯　川	湯村3丁目251-1地先（湯川橋）	〃
5	大円川	善光寺3丁目1913-6地先	〃
6	藤　川	古府中町5070-3地先（不動橋）	〃
7	寺　川	古関2703地先（本郷橋）	〃
8	濁　川	西油川町315-3地先（西油川歩道橋）	〃
9	四分川	後屋町168-3地先（東河原橋）	〃
10	平等川	向町655-11地先（向橋）	〃
11	大円川	善光寺3丁目2419-2地先（大円四号橋）	〃
12	滝戸川	下曽根町3816-1地先（白山橋）	〃
13	藤　川	城東1丁目99番地（琴平橋）	〃

簡易型河川監視カメラ

番号	河川名	設置個所	所管事務所
1	荒　川	山宮町482-1地先(金石橋)	中北建設事務所
2	〃	千塚4丁目3673-4地先(千松橋)	〃
3	〃	伊勢４丁目2311-1地先(新平和橋)	〃
4	〃	西下条町1333-1地先（新二川橋）	〃
5	相　川	和田町2889-1地先（大橋）	〃
6	〃	宝１丁目271-3地先（相川一之橋）	〃
7	濁　川	相生2丁目160番地先（市道春日本通り線）	〃
8	〃	善光寺1丁目1253-1地先（大円川橋）	〃
9	〃	西高橋町467-1地先（玉諸左岸排水機場）	〃
10	平等川	七沢町570-23地先（梅之木橋）	〃
11	滝戸川	中畑町515-1地先（滝川橋）	〃
12	〃	下曽根町3816-1地先（白山橋）	〃

別表第１０表

（1）富士川（釜無川を含む）洪水予報の発表形式イメージ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
国土交通省　甐府河川国道事務所 気象庁　甲府地方気象台 気象庁　静岡地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

富士川（釜無川を含む）氾濫注意情報

富士川　（釜無川を含む）　洪水予報第2号
洪　水　注　意　報　（発　表）
令和　　年　　月 25 日 11時 00 分
甲府河川国道事務所　甐府地方気象台　静岡地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】富士川（釜無川を含む）では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】釜無川の船山橋水位観測所（韮崎市）では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】富士川の清水端水位観測所（富士川町）では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】富士川の南部水位観測所（南巨摩郡南部町）では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分までの流域平均雨量の見込み
富士川流域	150ミリ	30ミリ

（水位）

富士川（釜無川を含む）の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
船山橋水位観測所（韮崎市若尾新田）	25日10時50分の状況	XXX. X↑					
	25日11時50分の予測	XXX. X					
	25日12時50分の予測	XXX. X					
	25日13時50分の予測	XXX. X					
清水端水位観測所（富士川町清水端）	25日10時50分の状況	XXX. X↑					
	25日11時50分の予測	XXX. X					
	25日12時50分の予測	XXX. X					
	25日13時50分の予測	XXX. X					
南部水位観測所（南巨摩郡南部町内船）	25日10時50分の状況	XXX. X↑					
	25日11時50分の予測	XXX. X					
	25日12時50分の予測	XXX. X					
	25日13時50分の予測	XXX. X					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位（m））

観測所名	船山橋水位観測所	清水端水位観測所	南部水位観測所
	韮崎市	富士川町	南巨摩郡南部町
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.20	7.20	4.90
レベル3水位 避難判断水位※	2.00	6.50	4.20
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00	3.40	3.80
レベル1水位 水防団待機水位	1.50	3.00	2.50
受け待ち区間	釜無川 左岸　山梨県韮崎市から 笛吹川の合流点 右岸　山梨県韮崎市から 南アルプス市	富士川 左岸　山梨県西八代郡 市川三郷町から 南巨摩郡身延町 右岸　山梨県南巨摩郡 富士川町から 南巨摩郡身延町	富士川 左岸　山梨県南巨摩郡 身延町から海 右岸　山梨県南巨摩郡 身延町から海
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県韮崎市__、 山梨県甲斐市__、 山梨県南アルプス市__、 山梨県甲府市__、 山梨県中央市__、 山梨県中巨摩郡昭和町__、 山梨県西八代郡市川三郷町__、 山梨県南巨摩郡富士川町__	山梨県西八代郡市川三郷町__、 山梨県南巨摩郡富士川町__、 山梨県南巨摩郡身延町__	山梨県南巨摩郡身延町__、 山梨県南巨摩郡南部町__、 静岡県富士宮市__、 静岡県富士市__、 静岡県静岡市__

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記サイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省　甲府河川国道事務所　防災課　電話：055-253-5683

気象関係：気象庁　甲府地方気象台　　電話：055-222-2347

気象庁　静岡地方気象台　　電話：054-286-3411

（2） 笛吹川洪水予報**の発表形式イメージ**

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
国土交通省　甲府河川国道事務所 気象庁　甲府地方気象台	→ 機関名		→ 機関名		→ 機関名	

笛吹川氾濫注意情報

笛 吹 川 洪 水 予 報 第 1 号
洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
令和　年　月　日25日11時00分
甲府河川国道事務所　甲府地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】 笛吹川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位は
さらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】 笛吹川の石和水位観測所（山梨県笛吹市石和町市部）では、25日、10時50分頃に「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に40ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分までの流域平均雨量の見込み
笛吹川流域	100ミリ	30ミリ

（水位）

笛吹川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
石和 水位観測所 （笛吹市石和町市部）	25日10時50分の状況	**2.05**	↑				
	25日11時50分の予測	**2.40**	↑				
	25日12時50分の予測	**2.70**	↑				
	25日13時50分の予測	**2.80**	↑				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）　　（単位：水位（m））

観測所名	石和水位観測所		
	笛吹市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	3.30		
レベル3水位 避難判断水位※	2.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00		
レベル1水位 水防団待機水位	1.50		
受け待ち区間	笛吹川 左岸　山梨県山梨市から 釜無川の合流点 右岸　山梨県山梨市から 釜無川の合流点		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県山梨市__、 山梨県笛吹市__、 山梨県甲府市__、 山梨県中央市__、 山梨県西八代郡市川三郷町__		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　甲府河川国道事務所　防災課　電話　055-253-5683
気象関係：気 象 庁　甲府地方気象台　　電話　055-222-2347

別表第１１表

（例）

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
山梨県中北建設事務所 気象庁　甲府地方気象台	→ 機関名	受信者名 伝達完了時刻	→ 機関名	首長 伝達完了時刻	→ 機関名	治水課 伝達完了時刻

正　発信者
伝達完了時刻

荒川氾濫注意情報

荒 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 注 意 報（発 表）
令和　年　月　日　時　分
山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】荒川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】荒川の荒川水位観測所（甲府市）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで〇〇時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量の見込み
荒川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

荒川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)			水防団 待　機	氾　濫 注　意	避　難 判　断	氾　濫 危　険
荒　川 水位観測所 （甲府市）	00日00時00分の状況	3.00 ↑	■	■			
	00日00時00分の予測	3.10 ↑	■	■	■		
	00日00時00分の予測	3.20 ↑	■	■	■		
	00日00時00分の予測	3.30 ↑	■	■	■		
	00日00時00分の予測	3.20 －	■	■	■		
	00日00時00分の予測	3.10 －	■	■	■		
	00日00時00分の予測	2.90 －	■	■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）　　（単位：水位（m）又は流量（㎥/s））

観測所名	荒川 水位観測所 甲府市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.00		
レベル3水位 避難判断水位※	3.40		
レベル2水位 氾濫注意水位※	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	1.80		
受け待ち区間	左岸 甲府市飯田2丁目46番地先から 笛吹川合流点まで		
	右岸 甲府市下飯田1丁目476番-1 地先から笛吹川合流点まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県甲府市__、 山梨県中央市__		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからもご覧いただけます。

	パソコン及び携帯電話から
山梨県総合河川情報 気象庁ホームページ	http://www3.pref.yamanashi.jp/ https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：山梨県中北建設事務所　　電話　055-224-1660

気象関係：気象庁 甲府地方気象台　　電話　055-222-2347

別表第１２表

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
笛吹川	石和水位観測所	第2号

令和　　年　05月11日　10時20分　　国土交通省　甲府河川国道事務所

【現　況】

笛吹川の石和水位観測所（笛吹市）の水位は、11日10時20分現在

笛吹川の石和水位観測所（笛吹市）の水位は、氾濫注意水位を超え、上昇しています。

【発　表】

水防機関は出動してください。

甲府河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所情報種別	待機	準備	出動	解除
石和			○	
桃林橋			○	
船山橋		○		
浅原橋		○		
清水端			○	
南部			○	
松岡			○	

（参考）

笛吹川　石和水位観測所（笛吹市）

（受け持ち区間は

笛吹川 左岸：山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先から笛吹市境川町大坪地先、
右岸：山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先から甲府市白井河原地先
重 川　左岸：山梨県山梨市大字一町田中地先から笛吹川合流点まで、
右岸：山梨県山梨市大字下石森地先から笛吹川合流点まで
日　川 左岸：山梨県笛吹市一宮町大字田中地先から笛吹川合流点まで、
右岸：山梨県山梨市 大字一町田中地先から笛吹川合流点　まで）

問い合わせ先

国土交通省　甲府河川国道事務所　防災課　電話:055-253-5683

（参考）

石和【山梨県笛吹市】

計画高水位　　:4.14m
氾濫危険水位　:3.30m
避難判断水位　:2.90m
氾濫注意水位　:2.00m
水防団待機水位　:1.50m

（参考）

「雨量」「水位」 等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	同左

別表第１３表

あて先	水防管理団体（＿＿＿市長 ・ 町長）・ ＿＿＿建設事務所 ・ 甲府河川国道事務所 ・ 山梨県水防本部		
発信機関	＿＿＿＿建設事務所＿＿＿＿支所	連絡番号	

水　防　警　報

種類	待機・準備・出動・情報・解除		
発表河川		基準水位観測所	
日時	令和　年　月　日　時　分	第＿＿＿＿号	

		発表内容
1		＿＿＿＿＿＿の雨量は、＿＿＿日＿＿＿時までに＿＿＿＿＿mmです。
2	現況文	＿＿＿＿＿＿の水位は、＿＿日＿＿時＿＿分に（①水防団待機水位（通報水位）／②氾濫注意水位（警戒水位）／③＿＿＿＿＿m）（④に達し／⑤越え／⑥を下回り）ました。
3	現況文	＿＿＿＿＿＿の水位は、（①1時間に＿＿＿cm程度上昇して／②平衡状態が続いて／③1時間に＿＿＿cm程度下降して）います。
4	予想	＿＿＿＿＿＿の水位は、＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分に　＿＿＿m程度と見込まれます。
5	被災状況	＿＿＿地先の（①堤防／②堤内地／③無堤地／④＿＿＿）に（⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘／⑧法崩れ ⑨護岸破損／⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水／⑬＿＿＿）が発生（⑭する恐れがあります。／⑮しました。）
6	発表文	水防機関は（①厳重に警戒／②引き続き注意）してください。
7	発表文	水防機関は（①待機／②準備／③出動）してください。
8	発表文	水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行って下さい。
9	発表文	水防警報を解除します。
10	特記	

機関名	発信者名
中北建設事務所	課・氏名
中北建設事務所峡北支所	
峡東建設事務所	
峡南建設事務所	

⇔

機関名	受信者名	確認	確認時刻
建設事務所	課・氏名	確認1	時　分
		確認2	時　分
市・町・村	課・氏名	確認1	時　分
		確認2	時　分
市・町・村	課・氏名	確認1	時　分
		確認2	時　分
市・町・村	課・氏名	確認1	時　分
		確認2	時　分
甲府河川国道事務所	課・氏名	確認1	時　分
		確認2	時　分

⇩

機関名	受信者名・時刻
水防本部 治水課	氏名
	時　分

⇩

機関名
防災危機管理課

1）FAX到達確認

建設事務所の情報発信者は、水防警報発表内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側（市町村、建設事務所）へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。

2）首長までの伝達確認

受信者（市町村）は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者（建設事務所）へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。

3）甲府河川国道事務所・水防本部（治水課）への情報伝達

建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を甲府河川国道事務所・水防本部（治水課）へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。

4）水防本部（治水課）から防災局防災危機管理課への情報伝達

水防本部（治水課）は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を防災局防災危機管理課へ伝達する。

別表第１４表

指 定 避 難 所　※災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所

令和6年4月1日現在

ブロック	番号	地区名	名　　称	洪水	土砂災害	住　　所
東部	1	東	東小学校	２階	○	朝気一丁目14-1
	2	里垣	里垣小学校	○	○	善光寺二丁目7-1
	3	里垣	東中学校	×	○	東光寺二丁目8-1
			かえで支援学校	○	×	東光寺二丁目25-1
	4	里垣	甲府東高等学校	２階	○	酒折一丁目17-1
	5	甲運	甲運小学校	２階	○	川田町65-2
	6	甲運	東部市民センター	○	○	和戸町955-1
	7	玉諸	玉諸小学校	２階	○	上阿原町491
	8	玉諸	山梨県自治会館	２階	○	蓬沢一丁目15-35
	9	琢美	善誘館小学校	２階	○	朝気一丁目2-52
西部	10	穴切	甲府市役所西庁舎	×	○	宝二丁目8-19
	11	穴切	西中学校	２階	○	飯田五丁目13-1
	12	石田	石田小学校	２階	○	上石田三丁目6-31
	13	石田	南西中学校	２階	○	上石田四丁目10-8
	14	池田	池田小学校	２階	○	長松寺町7-1
	15	池田	甲府城西高等学校	２階	○	下飯田一丁目9-1
	16	池田	甲府西高等学校	２階	○	下飯田四丁目1-1
	17	新田	新田小学校	２階	○	新田町12-28
	18	貢川	富竹中学校	２階	○	富竹四丁目5-8
	19	貢川	貢川福祉センター	２階	○	徳行三丁目12-1
	20	貢川	貢川小学校	２階	○	貢川本町8-1
	21	池田	西部市民センター	２階	○	長松寺町12-30
南部	22	湯田	湯田小学校	２階	○	湯田一丁目8-1
	23	伊勢	伊勢小学校	２階	○	伊勢二丁目16-1
	24	住吉	南中学校	２階	○	湯田二丁目21-24
	25	国母	国母小学校	２階	○	国母四丁目1-10
	26	国母	南西部市民センター	２階	○	国母六丁目4-2
	27	大国	大国小学校	２階	○	後屋町150
	28	大国	上条中学校	２階	○	古上条町95
	29	山城	甲府商業高等学校	２階	○	上今井町300
	30	山城	甲府南高等学校	２階	○	中小河原町222

ブロック	番号	地区名	名　　称	洪水	土砂災害	住　　所
南部	31	山城	山城小学校	2階	○	上今井町474-2
	32	山城	環境センター管理棟	2階	○	上町601-4
	33	山城	南部市民センター	×	○	下今井町15
	34	大里	大里小学校	2階	○	大里町3785-2
	35	大里	城南中学校	×	○	大里町2590-1
	36	中道	中道南小学校	○	○	下向山町4366
	37	中道	中道北小学校	×	○	上曽根町3368-36
	38	中道	笛南中学校	×	○	下曽根町270
	39	中道	中道スポーツ広場体育館	○	○	下向山町946
	40	上九	上九一色出張所	○	○	古関町1158
北部	41	北新	北中学校	2階	○	大和町4-35
	42	北新	甲府第一高等学校	○	○	美咲二丁目13-44
	43	北新	北新小学校	○	○	北新一丁目5-1
	44	相川	相川小学校	○	○	古府中町1501
	45	相川	北東中学校	○	○	大手二丁目4-18
	46	千塚	千塚小学校	2階	○	千塚一丁目2-16
	47	千塚	北部市民センター	2階	○	湯村三丁目5-20
	48	羽黒	羽黒小学校	○	○	羽黒町527
	49	羽黒	山宮福祉センター	○	○	山宮町383-1
	50	羽黒	北西中学校	×	○	山宮町538
	51	千代田	千代田小学校	○	○	下帯那町3034-2
中央部	52	春日	舞鶴小学校	2階	○	丸の内二丁目35-5
	53	春日	中央部市民センター	2階	○	丸の内三丁目26-16
	54	富士川	富士川悠遊館	○	○	中央三丁目3-1
	55	朝日	朝日小学校	○	○	塩部一丁目4-1
	56	朝日	甲府工業高等学校	2階	○	塩部二丁目7-1
	57	新紺屋	新紺屋小学校	○	○	武田一丁目3-34
	58	新紺屋	北東部市民センター	○	○	武田三丁目1-6
	59	相生	甲府市役所南庁舎	2階	○	相生二丁目17-1
	60	相生	自治研修センター	×	○	相生一丁目9-7

別表第１５表

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
1	ニチイケアセンター甲府南	増坪町266-11	○		○	○	○						○	蛭沢川
2	市立甲府病院	増坪町366	○				○							
3	愛の家グループホーム甲府増坪	増坪町338	○		○	○	○						○	蛭沢川
4	特別養護老人ホームロイヤルあかし	上町2473	○	○	○	○	○							
5	甲南立正保育園	下今井町707	○		○	○	○							
6	新生学園	上町350	○		○		○							
7	医療法人慶友会城東病院	城東4-13-15	○		○									
8	長田産婦人科クリニック	相生2-1-7	○	○	○									
9	学校法人澁谷学園琢美幼稚園	城東2-16-18	○	○	○								○	藤川
10	デイサービス倖せ	城東4-2-23	○	○	○								○	藤川
11	依田産科婦人科クリニック	城東2-16-6	○	○	○								○	藤川
12	山梨英和カートメルこども園	上町1740	○				○							
13	学校法人相生幼稚園(放課後児童クラブも運営)	相生2-19-1	○	○										
14	グループホーム青沼	青沼2-23-1	○	○										
15	（社福）秀愛福祉会こでまりこども園	相生1-8-10	○	○										
16	（社福）恵優会	青葉町14-15	○											
17	（社福）ゆうゆうすみよし愛児園 （放課後児童クラブも運営）	住吉3-24-20	○				○							
18	学校法人岩田学園いづみ幼稚園	国母1-24-6	○					○			○			
19	医療法人笹本会おおくにいきいき通所介護	大里町5315	○					○						
20	医療法人笹本会おおくに通所リハビリテーション	古上条町446	○					○			○		○	四分川
21	医療法人笹本会おおくに在宅ケアセンター	大里町5328	○					○						
22	学校法人永照寺幼稚園	高畑1-21-2	○					○						
23	医療法人笹本会グループホームおおくにの家	大里町5323	○					○						
24	グループホームおおさとの憩	大里町3375-1	○				○	○			○			
25	（社福）伸芽保育園会伸芽こども園	高畑1-5-5	○					○						
26	（社福）聖愛会なでしここども園	大里町2262-1	○					○			○		○	四分川
27	（社福）豊住福祉会りぼんデイサービスセンター	高畑2-8-2	○					○			○			
28	愛の家グループホーム甲府後屋	後屋町97-1	○					○			○		○	四分川
29	甲府大里幼稚園	大里町4338	○					○			○	○	○	流川、四分川
30	相生南幼稚園	国母2-4-29	○					○			○		○	四分川
31	大鎌田保育園	大里町4530	○					○				○		
32	大国デイサービスセンター	後屋町207	○					○			○			
33	（社福）大里保育園	大里町2057-32	○					○			○		○	四分川
34	藤井肛門科クリニック	上石田3-3-32	○					○			○			
35	介護老人福祉施設風林荘	宮原町1191	○				○	○				○		
36	（公財）住吉偕成会住吉病院	住吉4-10-32	○											
37	（公財）住吉偕成会ハピアすみよし	住吉4-11-5	○				○							
38	山梨立正光生園保育所	伊勢2-1-19	○											
39	山梨立正光生園テラ・ステージⅡ	伊勢2-8-2	○											
40	山梨立正光生園テラ・ステージⅢ（本部）	伊勢3-8-4	○											
41	（公財）住吉偕成会ケアセンター	住吉4-10-32	○											
42	博愛幼稚園	住吉1-6-22	○											
43	友愛保育園	里吉4-8-25			○		○							
44	デイサービスやすらぎの家	丸の内2-11-1	○	○	○									
45	ツクイ甲府中央	中央4-12-4	○	○	○									
46	甲府共立病院	宝1-9-1		○	○									
47	露木耳鼻咽喉科医院	中央4-9-2		○	○									
48	学校法人岩田学園みたま幼稚園	里吉1-3-7			○									
49	デイサービスセンターなかよし苑	宝1-4-33	○	○										
50	医療法人慈光会甲府城南病院	上町753-1			○		○							
51	医療法人社団篠原会甲府脳神経外科病院	酒折1-16-18			○		○						○	大円川、藤川、 十郎川、高倉川
52	春光園	増坪町681	○		○	○	○							
53	医療法人立史会今井整形外科医院	上阿原町1151				○	○							
54	くだま保育園	国玉町468-1				○	○							
55	医療法人恵信会恵信甲府病院	上阿原町338-1				○	○							

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
56	（医）社団恒澄会産科婦人科清水クリニック	向町450-5				○	○							
57	（社福）軽費老人ホームへいりん荘	向町568				○	○							
58	向徳舎	向町277				○	○							
59	甲府市玉諸福祉センター	向町568				○	○							
60	甲府市玉諸保育所	蓬沢町1247				○	○							
61	トリアス	国玉町951-1			○	○	○							
62	フルリール甲府	大津町1509-1	○				○	○			○	○	○	四分川、流川
63	快晴苑	大津町333	○				○	○			○	○	○	四分川、流川
64	（社福）めぐみ福祉会二川保育園	大津町1324					○	○			○	○	○	四分川、流川
65	（社福）かほるこども園	小瀬町274-3					○						○	五割川
66	柏こども園	上曽根町258-1					○		○					
67	ニチイケアセンター甲府西	下飯田2-4-30	○					○						
68	南西保育会いきいきすこやかセンター	上石田4-10-16						○			○			
69	貢川進徳幼稚園	貢川1-7-22						○			○			
70	貢川幼稚園	徳行1-14-25						○			○			
71	学校法人甲府西幼稚園（放課後児童クラブも運営）	下飯田2-8-15						○			○			
72	菜の花こども園	徳行5-12-12						○			○			
73	ホープハウス	貢川本町8-32	○					○			○			
74	和成こども園（放課後児童クラブも運営）	徳行1-1-1						○			○			
75	梶山クリニック	徳行1-3-20						○			○			
76	甲府ケアセンターそよ風	富竹3-3-5	○					○			○			
77	甲府市貢川福祉センター	徳行3-12-1	○				○	○			○			
78	医療法人小宮山会貢川整形外科病院	新田町10-26						○			○			
79	国母保育園	国母7-2-4						○					○	四分川
80	茅工房	貢川1-2-23	○					○			○			
81	心身障害者通所授産施設ホープステーション	富竹1-12-11						○			○			
82	南西保育園（放課後児童クラブも運営）	下石田2-10-17						○			○			
83	梅香学園	国母5-16-28						○			○		○	四分川
84	恵信ヴィレッタ甲府	下飯田2-2-30	○					○						
85	コスモ・アビターレ	相生1-2-3	○	○	○									
86	（社福）豊住福祉会ファインデイサービスセンター	国母3-4-22						○						
87	総合在宅支援センターひかり	上町753-1			○		○							
88	山梨立正光正園テラ・ステージⅣ	伊勢3-8-8	○				○							
89	山梨立正光正園テラ・ステージⅤ	伊勢3-8-8	○											
90	ちびっこはうす保育園	上町1246-3	○	○	○		○							
91	つくし保育園	朝日2-3-15		○										
92	サテライト特養尚古園	中央1-16-2	○	○	○									
93	小瀬公園あかし	小瀬町612	○		○		○						○	五割川
94	特別養護老人ホームオアゾSやましろ	上町916-2			○		○							
95	地域密着型介護老人福祉施設フォーリーブス甲府	東下条町107	○		○	○	○							
96	地域密着型介護老人福祉施設パティオ蓬沢	蓬沢1-7-35	○	○	○	○	○							
97	グループホームあかし	上町2473	○	○	○	○	○							
98	グループホームドリーム	川田町367-1				○								
99	グループホーム花みずき	上阿原町526-1				○	○							
100	グループホーム飯田	飯田3-5-3	○	○										
101	グループホームふるかみの家	古上条町424-5	○					○			○		○	五割川
102	愛の家グループホーム甲府住吉	住吉本町1398-1	○		○	○	○							
103	ジリツアカデミー	宮原町94-1	○					○					○	五割川
104	公益財団法人住吉偕成会すみよし作業センター	住吉4-10-32	○				○							
105	絆	国母4-21-2	○	○									○	四分川
106	就労支援事業所かしのみ	宝1-29-9			○		○							
107	やさしい手甲府東事業所	酒折1-20-23	○				○						○	藤川、十郎川、高倉川、大円川
108	デイサービスセンター「笑くぼ」	住吉3-21-16	○		○		○							
109	ケアホーム・オリーブ第１（増坪）	増坪町80-1	○					○					○	蛭沢川
110	ケアホーム・オリーブ第２（古上条）	古上条町398-10	○											
111	すみれ荘	住吉4-7-22	○											

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
112	さくら荘	住吉4-19-1	○											
113	ひまわり荘	住吉3-13-12	○	○										
114	いずみ園	宝1-19-6			○	○	○							
115	甲府みなみ幼稚園	蓬沢町1213	○	○									○	十郎川
116	社会福祉法人　たんぽぽ康洋会	湯田1-12-13						○						
117	山梨県立甲府支援学校	下飯田2-10-3						○						
118	（社福）山梨樫の会あいむ	下飯田2-5-5	○	○										
119	湯田小学校	湯田1-8-1	○											
120	伊勢小学校	伊勢2-16-1	○					○			○			
121	国母小学校	国母4-1-10		○				○			○		○	四分川
122	貢川小学校	貢川本町8-1				○	○							
123	玉諸小学校	上阿原町491	○				○							
124	山城小学校	上今井町474-2	○					○			○			
125	大里小学校	大里町3785-2	○	○									○	四分川
126	東小学校	朝気1-14-1	○					○			○			
127	石田小学校	上石田3-6-31						○			○			
128	新田小学校	新田町12-28	○					○			○			
129	大国小学校	後屋町150		○										
130	舞鶴小学校	丸の内2-35-5					○		○	○				
131	中道北小学校	上曽根町3368-36	○	○	○								○	間門川
132	善誘館小学校	朝気1-2-52	○											
133	南中学校	湯田2-21-24	○					○			○			
134	南西中学校	上石田4-10-8						○			○			
135	富竹中学校	富竹4-5-8	○					○			○			
136	城南中学校	大里町2590-1	○					○						
137	上条中学校	古上条町95					○		○	○				
138	笛南中学校	下曽根町270	○		○		○							
139	駿台甲府小学校	上今井町884-1					○							
140	山梨学院大学附属小学校	酒折1-11-1	○				○						○	藤川、十郎川、高倉川
141	甲府市立甲府商業高等学校	上今井町300						○			○			
142	山梨県立甲府西高等学校	下飯田4-1-1	○											
143	山梨県立甲府南高等学校	中小河原町222			○		○							
144	山梨県立甲府東高等学校	酒折1-17-1	○										○	藤川、十郎川、高倉川
145	山梨県立中央高等学校	飯田5-6-23	○	○									○	湯川
146	甲斐清和高等学校	青沼3-10-1	○	○	○									
147	グループホームわがや	若松町6-35	○	○			○							
148	グループホーム青葉町日和	青葉町14-15	○					○			○			
149	やさしい手甲府西茶論	上石田1-7-14	○	○	○									
150	しあわせホーム甲府	城東3-7-11	○					○			○		○	藤川、高倉川
151	古上条認知症対応型通所介護	古上条町424-5	○				○	○				○	○	四分川
152	風林荘グループホーム	宮原町1191	○	○	○									
153	小規模多機能ホームわかまつ	若松町6-35							○	○				
154	なかみちの里	上曽根町2395	○				○	○			○	○	○	間門川
155	快晴苑指定短期入所生活介護事業所	大津町333			○	○	○						○	流川、四分川
156	デイサービス元気くらぶ	国玉町754-5	○				○	○						
157	あけぼのデイサービスセンター	堀之内町8-1	○		○		○							
158	デイサービスほのか	小瀬町573-2	○				○						○	五割川
159	なでしこの家	上今井町659-3	○					○			○			
160	ハートデイサービス後屋	後屋町416-1	○		○		○							
161	NPO法人デイサービスかんむら	上町177-1	○					○			○		○	五割川
162	デイサービスソレアード	貢川2-8-11	○											
163	デイサービスあやめ	中小河原町507-12	○				○							
164	デイサービスあっとほーむ1号館	住吉4-20-15	○	○	○									
165	憩いホーム緑町デイサービス	若松町4-15	○				○							
166	ハートデイサービス大国	後屋町40-1	○					○			○		○	四分川
167	デイサービスセンタークリーム	徳行1-3-22		○										

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
168	デイサービスあづまや	和田町755-2	○		○		○							
169	あかしJOYデイサービス	住吉本町1407	○		○		○							
170	郁の家甲府小瀬	小瀬町379-1			○		○						○	五割川
171	オアゾSやましろデイサービスセンター	上町916-2	○											
172	ひろデイサービスなかこ	中小河原1-9-7	○					○			○			
173	ほっとるーむk	国母2-8-2	○					○			○			
174	デイサービスセンター輝	下石田2-7-10	○		○	○	○							
175	デイサービスセンターフォーリーブス甲府	東下条町107						○			○			
176	リハビリスタジオあさかわ	上石田4-1-18 一瀬グランドパレ	○				○							
177	デイサービスあっとほーむ2号館	住吉4-20-15	○											
178	通所介護「庵雅楽」	中小河原町1608-1	○				○							
179	デイサービスセンター「すみよし」	住吉5-21-1	○	○										
180	みつばやあんき	宝2-17-8	○				○							
181	あいケアデイサービスすみよし	住吉5-7-1	○				○	○			○			
182	特別養護老人ホームみんなの家青沼	青沼2-22-14	○					○			○			
183	グループホームめだかの学校・高畑	高畑2-16-11	○					○			○			
184	甲府市中央部幼児教育センター	上石田3-6-31		○	○									
185	甲府共立病院あたご保育園	宝1-8-17						○			○			
186	貢川整形外科病院託児所	新田町10-26	○	○	○		○							
187	ヤクルト甲府南保育所	上町1311-1	○	○	○		○							
188	市立甲府病院院内保育所	増坪町264	○										○	蛭沢川
189	アメリカンスクールイン甲府	中小河原町156-25	○		○		○							
190	株式会社中沢薬局託児所	東下条町93-1	○					○			○			
191	ケントスインターナショナルプリスクール	大里町3558	○										○	四分川
192	ベビールームうちだ	伊勢4-36-5	○	○										
193	湯田小放課後児童クラブ	湯田1-8-1	○											
194	伊勢小放課後児童クラブ	伊勢2-16-1	○					○			○			
195	国母小放課後児童クラブ	国母4-1-10						○			○		○	四分川
196	貢川小放課後児童クラブ	貢川本町8-1				○	○							
197	玉諸小放課後児童クラブ	上阿原町491	○				○							
198	山城小放課後児童クラブ	上今井町474-2	○					○			○			
199	大里小放課後児童クラブ	大里町3785-2	○											
200	東小放課後児童クラブ	朝気1-14-1	○					○			○			
201	石田小放課後児童クラブ	上石田3-6-31						○			○			
202	新田小放課後児童クラブ	新田町12-28	○					○			○			
203	大国小放課後児童クラブ	後屋町150		○										
204	舞鶴小放課後児童クラブ	丸の内2-35-5					○		○	○				
205	中道北児童館	上曽根町1890-1					○		○	○			○	大堀川、間門川、芋沢川
206	中道北小放課後児童クラブ	上曽根町1890-1	○	○	○								○	大堀川、間門川、芋沢川
207	朝気児童館（善誘館小の放課後児童クラブとしても利用）	朝気1-2-55	○	○	○									
208	善誘館小放課後児童クラブ（朝気児童館としても利用）	朝気1-2-55		○										
209	朝日小学校	塩部1-4-1	○											
210	千塚小学校	千塚1-2-16	○											
211	池田小学校	長松寺町7-1				○								
212	甲運小学校	川田町65-2	○	○				○						
213	西中学校	飯田5-13-1		○										
214	北中学校	大和町4-35	○											
215	北西中学校	山宮町538		○										
216	相川保育園（放課後児童クラブも運営）	小松町316	○											
217	和泉愛児園（放課後児童クラブも運営）	湯村3-12-13	○										○	湯川
218	白百合保育園	千塚3-1-40		○										
219	なかむら保育園	緑が丘2-10-5	○											
220	進徳幼稚園	湯村2-4-35		○										
221	塩部幼稚園	塩部4-6-5	○	○										
222	朝日幼稚園	塩部1-1-6	○	○									○	湯川
223	すみれ保育園（放課後児童クラブも運営）	塩部4-4-1	○										○	湯川

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
224	甲府あら川保育所	池田1-10-30	○											
225	池田保育園	池田3-5-26	○											
226	池田くるみの木こども園	金竹町5-17	○											
227	ファミーユ・ドゥ・フラール保育所	飯田4-2-19				○								
228	甲運第一保育所	川田町121		○										
229	慶明幼稚園	朝日3-8-38	○											
230	城北幼稚園	湯村3-4-5	○											
231	千塚小放課後児童クラブ	千塚1-2-16		○										
232	朝日小放課後児童クラブ	塩部1-4-1	○								○			
233	池田小放課後児童クラブ	長松寺町12-30				○								
234	甲運小放課後児童クラブ	川田町137			○	○								
235	里吉団地放課後児童クラブ	里吉2-8	○	○										
236	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院	富士見1-1-1		○										
237	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	朝日3-11-16		○										
238	医療法人山角会山角病院	美咲1-6-10	○											
239	医療法人八香会湯村温泉病院	湯村3-3-4	○										○	湯川
240	土屋眼科医院	伊勢1-3-9	○	○										
241	順聖クリニック	湯村1-5-19	○	○									○	湯川
242	薬袋レディースクリニック	飯田2-3-9	○				○	○			○	○	○	湯川
243	甲府刑務所医務課診療所	堀之内町500	○	○									○	四分川
244	ココット	美咲1-8-5	○	○										
245	サポートプラザ山の手	美咲1-8-5	○											
246	わかぎりホーム	富士見1-20-15	○										○	湯川
247	アプリコ甲府	富士見1-3-25	○	○									○	湯川
248	ときめきスイーツクラウド	丸の内2-12-15甲和ビル1F	○	○										
249	self-A・わごころ甲府	丸の内2-32-5 ラ・レジダンス・ド・グロワール101	○	○										
250	（一社）はーとtoはーと多機能型 重症児デイサービス笑む	中央4-1-9	○	○							○			
251	山梨YMCAぽかぽか教室＆きらきら教室	中央5-4-11	○	○										
252	就労支援事業所かしのみNeo	宝1-22-2	○	○										
253	ゆうき工房	飯田1-3-19	○	○										
254	かぐらきっず	飯田4-4-4	○					○			○			
255	障がい福祉サービスセンターあすなろ工房	上石田4-5-18	○					○			○			
256	やさしい手甲府西事業所	上石田1-7-14	○					○			○			
257	POCCOかみいしだ	上石田4-8-34	○					○						
258	こっとん	高畑1-16-8	○					○						
259	コペルプラス甲府教室	国母8-31-9	○					○						
260	放課後等デイサービス結い	甲府市住吉5-3-27	○					○			○			
261	放課後等デイサービスキッズ大国 （ワークハウス大国）	後屋町330-1	○					○						
262	放課後等デイサービスてら・こや	後屋町687-1	○					○			○			
263	SAKURA山梨センター	徳行2-5-13KAIスクウェア	○					○			○			
264	リッツ・カンパニー	徳行5-10-40	○					○			○			
265	self-A・こころと甲府	貢川本町9-81F	○					○			○			
266	ホープステーション・ジョイ	富竹1-11-10	○					○			○			
267	ホープステーション・ジョブ	富竹1-12-2	○					○			○	○		
268	ジリツアカデミージュニア	大里町932-1	○					○					○	四分川
269	青い鳥成人寮	下飯田2-10-1	○					○						
270	青い鳥ケアホーム	下飯田1-10-24	○					○						
271	MARIKO寮	下飯田1-11-6	○					○						
272	児童発達支援センターかしのみ学園	下飯田2-5-12	○					○						
273	児童発達支援事業所かしのみ	下飯田2-5-12	○					○			○			
274	和告学園	中村町10-22	○											
275	障害福祉サービス事業所ちっぺん	湯村3-1-31	○											
276	どれみ	川田町933-35				○	○							
277	虹の色	向町284-8				○	○							
278	こども発達支援センター コスモ・アンシアnobi-nobi	上阿原町548-1	○				○							
279	すみれ	里吉1-6-23			○		○							

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
280	NPO法人デイサービスかんむら（共生型）	上町871-1	○		○		○						○	五割川
281	デイサービスあかし	上町177-1	○		○		○							
282	障害者支援施設きぼうの家	西油川町117-1	○		○		○							
283	障害福祉サービス事業所きぼうの家	西油川町117-1	○		○		○							
284	放課後等デイサービスあおば	東下条町121-5	○				○							
285	（公財）住吉偕成会さつき荘	住吉4-11-5	○				○							
286	発達支援教室ライフ	住吉3-8-7	○				○							
287	わんはーと	住吉4-13-28	○		○									
288	あんど遊Kid'sあいおい	相生3-6-17	○	○	○									
289	ひかりハウス	城東1-16-24	○										○	藤川
290	運動学習支援教室 StepUpBrainimprovementペアーレ校	南口町1-40 文化センターペアーレ山梨2階	○											
291	POCCO音の泉こうふ	南口町1-40	○											
292	なかよしクラブ「ちーず」	青沼3-8-11					○		○	○				
293	児童発達支援事業所結い	上曽根町208-1	○	○	○								○	芋沢川
294	医療法人慶友会城東病院介護医療院	城東4-13-15	○					○			○		○	藤川
295	特別養護老人ホーム和久園	中村町11-18				○								
296	桜井寮	桜井町558				○								
297	特別養護老人ホーム清栄なでしこ荘	横根町554			○	○	○							
298	特別養護老人ホームソレイユ甲府	西高橋町277				○								
299	介護老人保健施設甲府かわせみ苑	横根町554	○				○							
300	介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター	住吉5-24-14	○											
301	介護老人保健施設NAC湯村	湯村3-15-13	○		○	○	○						○	湯川
302	春光園指定短期入所生活介護事業所	増坪町681	○					○			○			
303	短期入所生活介護和久園	中村町11-18				○								
304	桜井寮ショートステイセンター	桜井町558			○	○	○							
305	トリアス短期入所生活介護事業所	国玉町951-1	○	○										
306	アルファケア南甲府介護施設	南口町2-7				○								
307	短期入所生活介護事業所清栄なでしこ荘	横根町554	○				○							
308	ショートステイあかし	上町2473	○											
309	アルファケア北甲府介護施設	山宮町703-1	○	○										
310	ショートステイたから	宝1-4-16	○	○										
311	サテライト特養尚古園短期入所生活介護事業所	中央1-16-2	○											
312	ショートステイ志麻の郷・湯村	湯村3-11-10				○							○	湯川
313	東甲府ケアセンター「ひばり」	川田町40-2				○								
314	恵信甲府ケアセンター	上阿原町398	○	○	○	○	○	○						
315	ケア・コスモス	増坪町457-1	○	○										
316	指定短期入所生活介護事業所コスモ・アンシア	相生3-3-14	○					○			○			
317	ショート＆デイサービスセンター桜森荘	上石田1-3-14	○	○	○									
318	憩いホーム緑町ショート	若松町4-15	○	○	○									
319	指定短期入所生活介護事業所コスモ・アルボーレ	相生3-2-1	○	○	○	○	○							
320	南甲府ケアセンターそよ風	住吉3-27-7	○					○			○			
321	アルファケア西甲府介護施設	富竹1-3-10	○		○		○							
322	ショートステイ小瀬公園あかし	小瀬町612	○	○	○	○	○						○	五割川
323	パティオ蓬沢ショートステイ	蓬沢1-7-35			○	○	○							
324	ショートステイソレイユ甲府	西高橋町277		○										
325	特別養護老人ホーム和楽WARAKU	大和町3-6	○											
326	ショートステイわかやなぎ池田	池田3-8-8	○	○	○									
327	ショートステイみんなの家青沼	青沼2-22-14	○				○	○				○		
328	ショートステイ風林荘別館	宮原町1227-1					○		○	○			○	四分川
329	甲府城南ケアセンター	上曽根町185	○	○	○	○	○						○	間門川
330	ショートステイ増坪東	増坪町327-1			○		○						○	蛭沢川
331	ひかり通所リハビリテーション事業所	上町753-1			○	○	○							
332	今井整形外科医院通所リハビリテーション事業所	上阿原町1151		○										
333	望月整形外科クリニックデイ・ケアセンター	塩部4-16-2			○	○	○							
334	通所リハビリテーションかぞく	上阿原町487-1	○					○			○			
335	通所リハビリテーションこくぼ	国母1-15-12	○	○	○									

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
336	医療法人慶友会城東病院通所リハビリテーション	城東4-13-15	○										○	藤川
337	湯村温泉病院指定通所リハビリテーション事業所	湯村3-3-4	○					○			○		○	湯川
338	デイサービスセンター和永荘	中村町11-18			○	○	○							
339	トリアスデイサービスセンター	国玉町951-1	○					○						
340	医療法人笹本会おおさと通所介護	大里町5328	○	○										
341	デイサービスセンターたから	宝1-4-16	○	○			○							
342	青葉町デイサービスセンター	青葉町14-15						○			○			
343	ケアパートナー甲府	徳行5-12-21	○											
344	デイサービスセンターにじの家	湯村3-19-50	○					○			○			
345	在宅福祉エ．ビーナ	国母6-6-13	○										○	沼川、四分川
346	通所介護「歳深み」	中小河原町1608-1	○											
347	あおぞらの里甲府デイサービスセンター	荒川1-3-25		○										
348	ハートデイサービス緑ヶ丘	塩部3-15-13	○					○						
349	ツクイ甲府国母	国母8-21-25	○	○	○	○	○							
350	フォレスト小瀬デイサービスセンター	上町1211-2	○											
351	ポシブル甲府	富士見2-10-2	○	○	○		○							
352	ケアフリー朝気	朝気2-1-29	○					○						
353	デイサービスセンターブルーアース大里	大里町1256-1	○					○			○		○	四分川
354	あおぞらの里甲府南デイサービスセンター	国母5-10-27	○				○						○	四分川
355	ケアステーションあさひ甲府	中小河原町341-1	○				○							
356	デイサービスセンター下小河原3丁目	下小河原町293			○	○	○							
357	デイサービスセンターつくし（ソレイユ併設）	西高橋町277	○											
358	デイサービスわかやなぎ池田（介護予防）	池田3-8-8	○	○										
359	短時間型と夜型のデイサービスワンライフ	飯田3-5-3	○											
360	デイサロンモア山の手	千塚3-1-32	○					○			○			
361	デイサービス昴	徳行5-12-52	~~○~~											
362	デイサービスゴールドエイジ山宮	山宮町5001-10	○								○			
363	デイサービスセンター常和	中村町4-12	○				~~○~~							
364	なかこの家	中小河原町92-2	○				○	○			○			
365	介護付有料老人ホームおおさとの憩	大里町3375-10	○	○			○						○	四分川
366	小規模多機能型居宅介護青葉町湯らり	青葉町14-15	○		○		○							
367	やさしい手甲府小瀬事業所けやきの森茶論	上町339-2	○											
368	特別養護老人ホーム志麻の郷・湯村	湯村3-11-10	○	○									○	湯川
369	特別養護老人ホームわかやなぎ	池田1-1-1	○					○						
370	特別養護老人ホームいけだの里	下飯田1-2-17	○											
371	わかばデイサービスセンター	古上条町163-1	○											
372	合同会社デイサービスさくら	湯村3-20-11	○	○									○	湯川
373	デイサービス笑福亭	飯田4-4-4	○										○	湯川
374	デイサービスセンターレモンハート	千塚3-9-3 ルネマンション千塚103号室	○											
375	リハビリスタジオあさかわ湯村スタジオ	千塚1-9-8	○					○						
376	デイサービス本舗花	新田町8-31	○					○			○			
377	レコードブック甲府貢川	貢川本町4-26ビブレ21	○											
378	デイサービスあっとほーむ甲府伊勢	伊勢3-5-10	○	○										
379	デイサービスPeakAssistance甲府丸の内	丸の内2-35-9 丸の内スクエア1F	○					○						
380	フィットネスデイサービスにこにこ	上今井町763-3	○	○										
381	リハビリ型デイサービス森の子	宝2-22-6	○											
382	甲州デイサービスセンターきぼう甲府西事業所	池田1-10-11	○											
383	ラ・ナシカこうふ	荒川1-3-26	○					○						
384	グループホームわかば	古上条町163-1	○											
385	グループホームめだかの学校・湯村	湯村3-11-10	○										○	湯川
386	グループホームめだかの学校・千塚公園西	千塚3-9-31	○					○			○			
387	やさしい手グループホームこうふ西	上石田1-8-23	○	○	○	○	○							
388	デイサービスあかしNT	上町2473	○	○										
389	コスモ・アンシア	相生3-3-14	○					○						
390	まいほーむいけだ	下飯田1-2-18	○					○						
391	あおぞらハウス大里	大里町1256-1	○										○	四分川

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
392	住宅型有料老人ホームカーサアルファ	山宮町703-1	○	○	○									
393	住宅型有料老人ホームケアフリーテラス	朝気2-1-29	○	○										
394	サービス付き高齢者向け住宅コスモ・アンシア	相生3-3-14	○					○			○			
395	ハレアルファ	富竹1-3-10		○										
396	テラスしおべ梨の木	塩部3-16-18	○					○			○			
397	ハートホーム大国	後屋町40-1	○					○			○		○	四分川
398	サービス付き高齢者向け住宅昴	徳行5-12-52	○				○							
399	あかしJOYサービス付き高齢者向け住宅	住吉本町1407	○				○							
400	ふるさとホーム甲府	中小河原341-1	○					○			○			
401	サービス付高齢者住宅志庵	下石田2-7-10	○				○							
402	グットハウス「すみよし」	住吉5-21-1	○											
403	ゴールドエイジ中小河原	中小河原町1584-1	○					○			○			
404	サービス付き高齢者向け住宅奏	上石田3-19-23						○						
405	サービス付き高齢者向け住宅わかば	古上条町148				○								
406	春風寮	桜井町558	○								○			
407	和告寮	中村町4-12				○								
408	グレープハウス	桜井町610	○					○						
409	ファイン	国母3-4-22	○	○									○	十郎川
410	甲府市相生福祉センター	相生2-17-1	○	○										
411	駿台甲府中学校	塩部2-8-1	○	○										
412	駿台甲府高等学校	塩部2-8-1					○						○	湯川
413	駿台甲府高等学校今井校舎	上今井町1279-1	○		○		○							
414	富士見支援学校	富士見1-1-1	○								○			
415	医療法人笹本会笹本整形外科	古上条町446					○						○	四分川
416	山梨学院幼稚園子育て支援センター	酒折2-8-1	○		○	○	○						○	十郎川
417	住宅型有料老人ホームフォーリーブス甲府	東下条町107					○							
418	デイサービスリハビリテーションこんね千塚	千塚3-1-43	○		○	○	○							
419	地域密着型通所介護みっちゃん家	中町145-1	○					○			○			
420	リハビリスタジオあさかわ貢川スタジオ	貢川本町1-6	○	○	○	○	○							
421	愛の家デイサービス甲府増坪	増坪町338	○					○					○	蛭沢川
422	デイサービスセンター郷	国母8-8-6	○		○	○	○							
423	愛の家デイサービス甲府住吉	住吉本町1398-1	○					○			○			
424	甲州デイサービスセンターきぼう甲府南事業所	高畑1-22-14	○	○										
425	愛の家グループホーム甲府朝気	朝気3-9-16	○		○	○	○							
426	小規模多機能型居宅介護フォーリーブス甲府	東下条町107	○	○										
427	特別養護老人ホームやすらぎの郷・舞鶴	宝2-18-3			○	○	○							
428	アプリコ国玉	国玉町976-2	○	○									○	十郎川
429	発達支援教室ライフぷらす	朝気3-14-20	○					○			○			
430	放課後等デイサービスハッピーハグ	国母3-11-23	○											
431	ツクイ甲府下飯田	下飯田2-12-17	○	○										
432	甲府工業高校	塩部2-7-1	○										○	湯川
433	甲府城西高校	下飯田1-9-1	○					○						
434	盲学校	下飯田2-10-2	○											
435	特別支援学校うぐいすの杜学園	住吉2-1-17	○											
436	東海大学付属甲府高等学校	金竹町1-1	○					○			○			
437	池田幼稚園	新田町6-6	○				○	○				○		
438	風林荘デイサービス	宮原町1191			○		○							
439	エスペランサ	西高橋町328-1	○	○										
440	甲府マスカット保育園	丸の内3-24-10	○					○						
441	医療法人笹本会おおくにクリニック	大里町5125	○										○	四分川
442	グレイスロード	幸町9-23 山梨回復支援センタービル1階		○										
443	タケダ・イングリッシュスクール	緑が丘2-13-35-101	○											
444	山梨県立中央病院託児所	富士見1-7-30	○											
445	ヤクルト会社保育所	下飯田1-3-2	○					○						
446	てくてく保育園	大里町5285	○	○	○									
447	つくしんぼ保育園	中央5-5-12	○					○			○			

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
448	ニチイキッズとくぎょう保育園	徳行2-1-7	○	○										
449	クレイシュ保育園	南口町2-7 アルファケア南甲府介護施設内	○	○										
450	アンサーキッズ	丸の内2-30-5　1F	○					○			○			
451	アソビスイッチ市場保育園	国母6-6-8	○					○			○		○	沼川
452	かいkids	大里町2053-3				○	○						○	四分川
453	なないろ保育園	向町290-3	○	○			○							
454	ひだまりこども園	住吉3-3-26						○			○	○		
455	ピッコリーノ保育園	宮原町605	○											
456	ふれんどぱーくKOFU	中小河原1-14-18			○	○	○							
457	風のさと	国玉町1153				○								
458	奏楽甲府東	上阿原町971-7						○						
459	就労移行支援事業所コリード甲府	国母7-5-17 サンライン甲府ビル　5階						○						
460	三宝の杜こうふ	徳行5-13-22	○					○			○			
461	障害者グループホーム彦星	国母5-3-35	○										○	四分川
462	YADOKARI	下飯田1-11-6	○											
463	わおん甲府城東G	城東4-7-6	○	○									○	藤川
464	わおん甲府湯田L	湯田1-1-18			○	○	○							
465	カーサフェリス	西高橋町328-4	○					○						
466	こっとんホーム	高畑1-17-6	○											
467	指定特定相談支援事業所あいてらす	伊勢4-21-1清水ビル	○					○						
468	多機能型重症児支援ルームかしのみ	下飯田2-5-12	○	○	○									
469	多機能型重症児デイサービス笑むⅡ	中央4-3-14				○	○							
470	SORAFIT	上阿原町416-1 MPイーストビル1階	○				○	○				○		
471	特別養護老人ホームらくえんリニア甲府	高室町573	○					○			○		○	渋川
472	愛の家デイサービス甲府後屋	後屋町97-1	○					○			○		○	四分川
473	デイサービスセンター奏	上石田3-19-23	○											
474	ツクイ甲府富士見グループホーム	富士見2-2-26	○		○		○							
475	ソーシャルデイひと花	城東5-10-11	○	○	○	○	○						○	高倉川、藤川
476	発達支援教室ライフピース	増坪町142-1	○	○										
477	かすが通り保育園	中央1-12-5 五光ビル1C	○								○			
478	光風寮	中村町4-1	○											
479	あいぐらん保育園甲府飯田	下飯田2-2-1	○	○										
480	こでまり放課後児童クラブ	丸の内3-24-10	○	○	○									
481	コスモ保育園	相生3-2-1	○				○	○			○			
482	城南団地放課後児童クラブ	大里町3252-1	○					○			○		○	四分川
483	医療法人小宮山会　貢川整形外科病院　こぴっとくがわ（貢川整形外科病院併設）	新田町10-26	○											
484	デイサービスセンターレモンハート リハビリテーションジャスミン	千塚3-9-13	○	○	○		○							
485	株式会社日医調剤　デイサービスけやきの郷	上町1866番地3	○		○		○							
486	つぼみ茶屋	上今井町1498-3	○	○										
487	笑流	宝2-14-11	○	○	○		○							
488	はるか里吉１	里吉1-6-1	○											
489	はるか千塚公園	千塚3-7-45						○						
490	障害福祉サービス事業所　風の音	向町279	○											
491	ロサ・プリムラ	中小河原町566-3	○					○			○			
492	グループホームCOCOKARA	国母1-12-15			○	○	○						○	沼川
493	発達支援教室ライフサニー	国玉町147-7	○					○			○			
494	山梨YMCAきらきらプラス	下石田2-15-23	○	○										
495	きらねこ	宝1-23-18	○					○						
496	きずなっずクラスおおさと	古上条町126-4	○					○			○			
497	放課後等デイサービス ハッピーハグ シャイン	高畑2-17-17	○											
498	甲府西幼稚園つくしぐみ	下飯田2-12-15	○		○		○							
499	中町保育園	中町404-1	○	○										
500	すまいる保育園	丸の内3-21-2	○				○							
501	小瀬の憩	小瀬町777-1	○				○						○	五割川
502	小瀬の憩 別館	小瀬町772-2	○	○									○	五割川
503	コスモ太田町保育園	太田町29-1	○	○										

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	その他河川	その他河川名
504	多機能型重症児デイサービスぱるぽるか	飯田4-2-31光進ビル102	○					○					○	湯川、小湯川
505	グループホームLIFE	下飯田2-5-17	○					○			○			
506	ＧＨ甲府（ぶどうの里）	東光寺2-3-28											○	藤川、高倉川
507	リジョイス甲府	国母2-22-3	○								○		○	沼川
508	就労継続支援事業所コスモBluePeter	国母1-4-11	○								○		○	釜無川
509	ミノアカファクトリー	飯田5-12-13	○	○									○	湯川、小湯川
510	すばる多機能型重症児デイサービスセンター甲府	大里町5163	○										○	釜無川
511	放課後等デイサービス　ハッピーハグ　アテナ	青沼1-14-13	○	○										
512	重症児放課後等デイサービス　ぱるしゃこんぬ	飯田4-2-31　光進ビル	○	○										
513	おいもさん	徳行2-15-25	○								○		○	釜無川
514	デイサービスセンター「よつ葉」	東光寺2-19-29											○	藤川
515	サービス付き高齢者向け住宅トータルケア　コスモ山城	上今井町571-4	○		○		○							
516	くだま陽だまりの家	上阿原町727				○	○							
517	里垣小学校	善光寺2-7-1											○	大円川、高倉川
518	東中学校	東光寺2-8-1											○	藤川、高倉川
519	つなぐ	住吉４－１８－２３	○										○	藤川、高倉川
520	介護付きホーム奏楽　上阿原	上阿原町1055-1	○											

別表第16表

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

（令和６年６月末現在）

番号	施　設　名	住　所	土砂災害警戒区域の種別			
			土石流		急傾斜地	
1	宮本診療所	御岳町2359			1011004-7	御岳の2-7
2	千代田荘	下帯那町3215-1	1011022-2	帯那川-2		
3	くぬぎの森	下帯那町2980	1011022-1	帯那川-1		
			1011022-2	帯那川-2		
4	ヴィラ武田の杜	羽黒町1455	1011029	湯川西沢		
5	グループホーム笑がお	羽黒町1461-1	1011029	湯川西沢		
6	奥湯村園	羽黒町1654-5			1011014	羽黒の２
7	シルバーカレッジ奥湯村	羽黒町1657-2			1011014	羽黒の２
8	あずま太陽の家	羽黒町1272-1	1011031	下湯川		
9	甲府相川ケアセンター	塚原町359	1011036	西川		
10	麦の家	心経寺町490-1	3261033	不動河原川		
11	山梨県立甲陽学園	中畑町1284	3261005	中畑西川		
12	上九一色診療所	古関町1174			4081005-1	上平-1
13	HANAZONO ホスピタル	和田町2968	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		
14	リヴィーズ	和田町2968	1011035	村の内沢		
15	わだふぁみりあ	和田町3003-111	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		
16	ピアわだ	和田町2968-3	1011034	西沢川		
17	尚古園	和田町2948-6			1011019-1	和田町-1
18	宮前保育園	岩窪町379	1011048	まむし沢	1014001	岩窪2丁目
19	北部幼児教育センター	岩窪町261	1011048	まむし沢		
20	ハートピア横根	横根町1173	1011052	大山沢川		
21	羽黒小学校	羽黒町527	1011031	下湯川		
22	ワーカウト羽黒	羽黒町1466-2	1011029	湯川西沢		
23	短期入所事業所フォルティナ	上積翠寺町1003			1011023-1	上積翠寺町の3-1

別図１

輸送連絡系統図

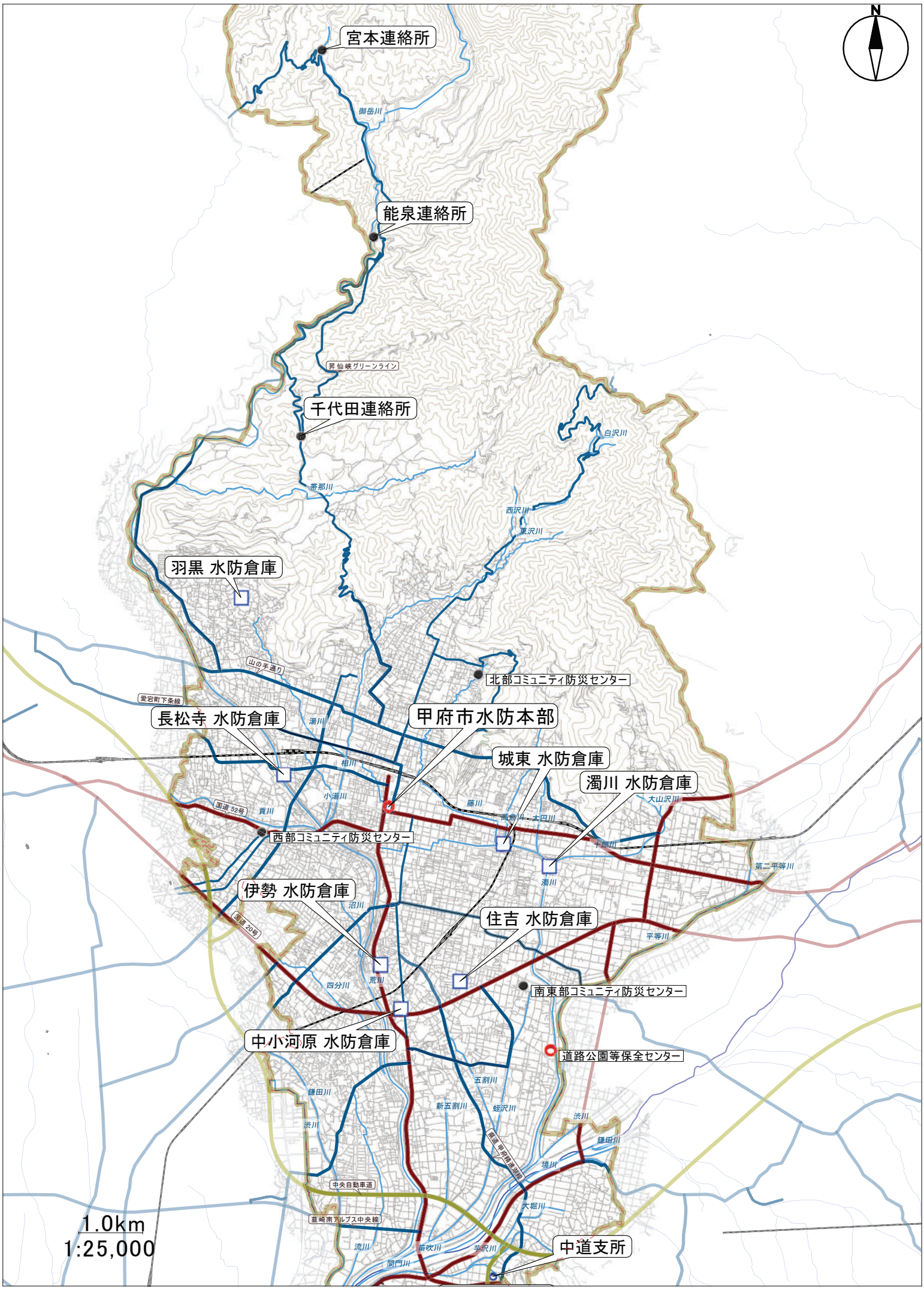
宮本連絡所
能泉連絡所
千代田連絡所
羽黒 水防倉庫
長松寺 水防倉庫
甲府市水防本部
北部コミュニティ防災センター
城東 水防倉庫
濁川 水防倉庫
西部コミュニティ防災センター
伊勢 水防倉庫
住吉 水防倉庫
南東部コミュニティ防災センター
中小河原 水防倉庫
道路公園等保全センター
中道支所
昇仙峡グリーンライン
山の手通り
愛宕町下条線
国道52号
国道20号
中央自動車道
韮崎南アルプス中央線
御岳川
帯那川
白沢川
西沢川
東沢川
湯川
相川
小湯川
貢川
藤川
大円川
大山沢川
第二平等川
平等川
沼川
荒川
四分川
五割川
新五割川
蛭沢川
渋川
鎌田川
境川
大堀川
流川
笛吹川
宇沢川
間門川
1.0km
1:25,000

別図２

輸送連絡系統図

N

中小河原 水防倉庫

南東部コミュニティ防災センター

道路公園等保全センター

中道支所

中道 水防倉庫

上九一色出張所

上九一色 水防倉庫

中央自動車道

韮崎南アルプス中央線

県道 甲府精進湖線

古永口トンネル

主要地方道 笛吹市川三郷線

精進ブルーライン

沼川 荒川 四分川 平等川 渋川 五割川 蛭沢川 新五割川 笛吹川 鎌田川 濁川 境川 大堀川 流川 芋沢川 間門川 滝戸川 稲川 七覚川 宮沢川 心経寺川 不動河原川 草里川 西川 田園川 山の神川 沢端川 古宿川 七覚西川 境川 井野沢川 芦川 熊穴沢川 寺川 王岳川

1.0km
1:20,000

資料１

甲府市水防協議会条例

昭和27年8月6日
条例第25号

(設置)

第1条　水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、甲府市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。(平12条例2・全改、平17条例35・平25条例32・改)

(組織)

第2条　協議会は、会長1人及び委員20人以内で組織する。

2　会長は、市長とし、委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ又は委嘱する。

(会長の職務)

第3条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　会長は、会議を招集し、その議長となる。

3　会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条　関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　水防管理者において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会議)

第5条　協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条　協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が命ずる。

2　幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3　書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第7条　削除

(昭44条例21)

(会長の定める事項)

第8条　この条例の定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和32年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附　則(昭和35年7月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附　則(昭和36年5月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和38年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和41年3月31日条例第8号)

1　この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

2　この条例による改正前の各条例によって支給すべき旅費又は費用弁償若しくは実費弁償については、なお従前の例による。

附　則(昭和44年5月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附　則(平成12年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成17年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年12月12日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。